

監獄協會雜誌

第貳拾七卷
第七號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十七年五月創刊每月一回二十日發行

(大正三年正月十七日發行)



前者に屬するものは、ブルガリー、西班牙、和蘭、魯西亞、瑞西の一地方、英國及伊太利に於ける刑法典にして後者に屬するものは那威、丁抹の刑法典なりとす、又獨逸、伊太利、瑞西刑法改正草案は裁判所之が監置を命ずるを規定し、就中獨逸刑法改正草案は地方官署監置を行ふも裁判所之が決定權を有するの規定となしたり

次に犯罪的精神病者の退院に關しても亦前記監置の場合と同様各國法典其規定を異にす、西班牙刑法は刑事裁判所退院の時期を決定し、瑞西の改正草案亦同じ、伊太利は民事裁判所之が決定權あり、獨逸改正草案は地方警察官署之が釋放を行ふも裁判所之が決定權を有す、奧地利改正草案は、檢事、病者、其代理人は一ヶ年後に於て裁判所に釋放の申請をなすことを得るの規定とし、英國、那威、刑法典に於ては内務省之が決定をなし、ウナガルンに於ては特別の委員ありて之を決す、瑞典に於ては高等醫務局之が決定をなす

是によりて觀れば現今多くの國にありては無罪となれる精神病者に對する監置に關する規定あるもの少なく裁判所は全く任意に行政官署に判決を告知したる

後は何等の關涉をなさず釋放に關しても亦同様多くは行政官署之が任に當り或は又單に醫師の意見によりて行政官署若くは裁判所とは沒交渉に退院釋放を命ずるの有様なり

犯罪的精神病者を監置する場所は通常の精神病院、英國、伊太利、露西亞、和蘭刑法、獨逸、奧地利、瑞西改正草案にして此等の各精神病院にありては特に犯罪的精神病者(此他同時に精神病的犯罪者或は社會的危險性病者を收容す)に對しては特種の設備即ち留置室(Verwahrungshaus)を設く、ワキノ、グツチンゲン等又或は初より精神病院に移さず、單獨に此等犯罪的精神病者及精神病的犯罪者のみを收容する特種病院所謂中央院(Centralanstalt)を有する所あり(英國「ブロードムール」及「ダンダルム」等なり)

ブルガリー刑法

第四十一條 行爲當時ニ於テ行爲ノ性質意義ヲ認識スルヲ得ス、又發育制止、精神錯亂若クハ無意識狀態ノ爲ニ行爲ヲ制御スルヲ得サリシ場合ニハ責任ヲ歸セシムルヲ得ス、而シテ反社會性アル場合ニハ其者ヲ親族特志家若クハ病院ニ於テ全瘥ニ至ルマテ監護ス可シ

丁抹刑法

英蘭士及愛蘭士刑法

第二十八條 妄覺病者ノ行爲、及理解力ニ不充分、減弱又ハ障礙アリテ行爲ノ罰ス可キコトヲ 裁判官ハ認メ得ル者、行爲當時無意識狀態ニアル者ノ行爲ハ罰セズ
 新ル場合ニ於テハ判決ニ於テ行爲者ニ保安處分ヲ命ス可シ、然レトモ醫師力必要ヲ認メサルニ至ラハ、處分ノ解除ヲ命ス

伊太利刑法

第二十七條 精神薄弱又ハ精神病ノ爲メ、行爲ノ本質ヲ認識シ得ス、或ハ行爲ノ刑法及道德律ニ違反スルコトヲ知ラサル場合若クハ自由ナル意思決定ヲナシ能ハサル場合ハ其罪ヲ罰セズ、行爲者ハ特ニ精神病の犯罪者ニ對シテ設ケラレタル精神病院ニ收容ス

和蘭刑法

第四十六條 行爲當時ニ於テ精神病ノ狀態力意識若クハ行爲ノ自由ヲ喪失セル場合ハ罰セズ
 裁判官ハ釋放ヲ危險ナリト認ムル場合ハ之ヲ所轄官署ニ引キ渡ス

第三十七條 發育不完全精神ノ病的障礙ノ爲ニ行爲ノ責任ヲ負ハシムルコトヲ得サルモノハ罰セズ

發育不完全精神ノ病的障礙ノ爲ニ行爲ノ責任ヲ負ハシムルヲ得サリシ場合ハ裁判官ハ行爲者ヲ精神病院ニ收容スルコトヲ得但シコノ觀察期間ハ一ケ年以内ニ限ル

露西亞刑法

第九十二條 無責任ノ理由ハ癡呆、妄覺病、及疾病發作ニシテ狂亂若クハ無意識狀態ヲ惹起セル場合

ナリ

第九十五條 生來癡呆又ハ妄覺病者ノ重輕罪ニシテ其ノ行爲ノ違法ナルコト及行爲ノ本質ニ對シ認識ヲ有セサリシ場合ハ無責任ナリ但シ癡呆及妄覺病者ニシテ殺人及自他ノ生命ニ危害ヲ加ヘ又ハ放火ヲナシタル場合ハ精神病院ニ監置ス、例ヘ兩親又ハ親族ノモノ力其引取りヲ哀願スルト雖之ヲ許サス、監置方法、其期間及ヒ釋放ニ關シテハ特別規則ニヨル

第九十六條 又病者力顯著ナル發作若クハ無意識ニ於テ重輕罪ヲ犯シタル場合モ無責任ナリ斯ルモノ力殺人、自他ニ對スル危險、放火ヲナシタル場合ハ兩親、家族法定代理人、又ハ他人ニ引渡ス、此等ノモノ其義務ヲ履行セズ又セサルト認メタル時ハ發作ノ快癒スル迄病院ニ收容ヲ命ス

第九十七條 前條ノ規定ハ又高年及疲憊ノ爲ニ理解力及理性ヲ喪失セルモノ、夜中遊行病者ニシテ神經混亂ノ發作ノ爲必要ナル意識ヲ缺キテ爲シタルモノニモ亦適用ス、行爲者ハ近親者、特志者ニ引渡シ或ハ又病院ニ收容ス

瑞西刑法

第十一條 行爲當時ニ於テ精神病、癡呆、無意識ナリシモノハ罰セズ

第十二條 被告ノ精神狀態ニ疑アル場合ニハ、之ヲ認メタル官吏ハ鑑定入ナシテ鑑定セシム、コノ規定ハ殊ニ又聲啞及癡病ニモ適用ス

第十三條 無能力者及減弱能力者ニシテ公安ノ爲メ必要アル場合ニハ裁判所ハ治療又ハ看護院ニ收容ス、退院モ亦裁判所之ヲ命ス
 無能力者及減弱能力者ニシテ治療及保護ヲ要スル場合ハ裁判所ハ行政官廳ニ引渡シ入院セシム

西班牙刑法

第八條 次ノ場合ニハ犯罪成立セス從ツテ責任ナシ
一 精神薄弱者及精神病者ニシテ理性ノ自由範圍ニ於テナサリシ場合
若シ精神薄弱者及精神病者ニシテ刑法上重罪ヲ犯セル時ハ裁判所ハ特ニ設ケタル病院ニ收容ス
而シテ其裁判所ノ命令ニヨラサレハ退院スルコトヲ得ス
輕罪ノ場合ニハ特別ノ家庭又ハ公安ニ危險ナキ時ハ自宅ニ引渡ス

葡逸刑法草案

第六十五條 第六十三條ニヨリ無罪ノ言渡ヲ受ケ又ハ不起訴ノ處分ヲ受ケタルモノハ、裁判所ハ公安ノ爲必要ナリト認ムル時ハ公立ノ治療及看護院ニ監置スルヲ命ス

裁判所ノ決定ニ基キテ地方警察官署ハ監置處分ヲ履行スルヲ要ス、監置期間及解除ヲモ決定ス、此決定ニ對シテハ裁判ヲ請求スルコトヲ得

必要ナル施行細則ニ關シテハ聯邦會議ニヨル

奧地利刑法草案

第三十六條 精神病者及酒客ニシテ六ヶ月以上ノ自由刑ニ當ル罪ヲ犯シタルモ行爲當時ニ於テ責任無能力ノ爲不起訴若クハ無罪ノ言渡ヲ受ケタルモノニシテ其病的精神狀態及生活狀態ノ關係又ハ行爲ノ性質ヨリシテ道義若クハ人類及財産ノ保安ニ對シ殊ニ危險(社會的危險性)ナリト認メタル場合ハ犯罪的精神病者ノ爲ニ設ケラレタル國立病院ニ收容ス
病者ハ社會的危險性ノ存續スル間茲ニ收容サル釋放ハ裁判所之ヲ命ス

第二十七卷第七號

論

瑞西利法草案

第十七條 責任無能力者ニシテ公安ノ爲治療及看護院ニ監置スルヲ要スル場合ハ裁判所之ヲ命ス

監置ノ必要ナキニ至レル時退院ヲ命スル場合モ亦同シ

責任無能力者ノ狀態ニシテ治療及看護院ニ於テ治療ヲ要スル場合ハ裁判所之ヲ行政官廳ニ引渡シ病院ニ收容セシム

二、精神病的犯罪者

監獄にありて服役中精神病に罹れる者に對する處置につきても歐米各國に於ける規定及施設は大約次の如し、

一、特種 of 精神病院を設置して之に收容する所謂中央院

此の種の設備は初めて一八五〇年愛蘭士「ダンドラム」に於て建設され、爾來歐米各國之に倣ひ、現時に於ては「ブロードムール」「英蘭士」「アベルサ」「モンテブロー」「レギオ」「エミリア」「伊太利」「トロンテム」「那威」等にも設置さるるを見る、

之れに收容せらるるものの種類は一、精神病の爲めに無罪の言渡を受けたるもの

二、處刑中精神病となりたるものなり、
中央院に於て治療せるものは再び元の監獄に收容せらる、而して在院期間は刑期

に算入せらるるものとす、在院中に刑期完了せる場合は他の普通精神病院に轉院せしめ若しくは退院せしむるの規定なり、

「ブロードムール」に於ては現在數七百五十九人（一九〇五年十二月）又「ダシダム」に於ては平均男百三十五人女二十人なりと云ふ

二、監獄附屬精神病監

現今監獄附屬病監として見るべきものは次の二種なり、

(一) 觀察監 Beobachtungsabteilung「プレスラウ」一八九九年「グラウデンツ」一九〇二

年「ハルレ」一九〇一年「ケルン」一九〇〇年「モアビット」一八八七年「ミュンステル」一九〇一年等の普魯西監獄に附屬設置さる、但男子のみを收容す、女子は州立精神病院に收容せらる、之れに收容さるるものの種類は監獄にて精神病に罹りたるもの及其疑あるものにして、之を一時治療し又は處刑に適應するや否やを觀察する目的なり、而して其收容期間は六ヶ月を超ゆることを得ず、但し六ヶ月後間もなく痊愈の見込ある場合は引き續き收容することを得、觀察監に於て治療若しくは輕快せるものは一時再び觀察監に歸復せしめ、觀察の後服役可能なること

確定せられたる時は觀察監所屬の監獄に於て處刑に服せしむ、六ヶ月を滿つるも治療せざるものは普通の精神病院に移送し、其在院期間は處刑を中斷せられ刑期に算入せざる規定なり、而して此等觀察監は一般に大規模のものならずして其の收容數は次の如し

「モアビット」

五五

「プレスラウ」

三九

「グラウデユツ」

五〇

「ハルレ」

五〇

「ケルン」

三三

「ミュンスニル」

五五

(二) 刑期滿了に至るまで收容する附屬精神病監「ブルグザール」一七八四年「バー

デン」ユルッテンブルグ「ホーヘンアスペルヒ」ガイオン「一八七六年」佛蘭西「ブダベ

スト」ウンガルン等の附屬精神病監之に屬す前者は只男子のみを收容す、女子は普通

の精神病院に收容す、觀察監と異なる點は刑期滿期迄收容するにあり然れ

ども「バーデン」に於ては處刑を中斷して他の病院に移すことを得、又「ブルグザール」

「ホーヘンアスペルヒ」に於ては出獄の恩典を與ふことを許せる等の點は前記普魯西觀察監に餘程類似す、又「ブダベスト」に於ては其特徴として未決拘留中

に拘るものの精神状態觀察を要する場合にも亦收容する規定は他の多くの觀察監に其比を見ざる所なり

尙ほ以上二種の外「ワルドハイム」「ザクゼン」の附屬精神病監は監獄の境内に存在するも、其實質に於ては全然獨立せるものにして前二者とは其趣を異にす、之には精神病の犯罪者を満期後も收容するの外、犯罪なくも社會的危險性精神病者を收容するは特徴なり、又「ベルト」「蘇格蘭土」の中央院も亦之れに類す

三、精神病院に附屬する所謂留置室

是には多くは犯罪的精神病者及精神病的犯罪者を收容する規定なるも、「ゲッチンゲン」は全く犯罪の有無に關係なく只社會的危險あるものを收容するの規定となせり。

歐洲諸國に於て留置室の附設せられる精神病院は「ゲッチンゲン」の外「ベドブルヒ」「ブレーメン」「ブッフ」「ダルドルフ」「ドューレン」「アイケルボレン」「ギーセン」「ランゲンホルン」「ノイルッピン」「ノイスタット」「シュレデエン」「ニートレーベン」「オブラワルデ」「ブッフ」「トイピッツ」「ヘルツベルグ」「プラグウツツ」「ヘルトウイスッホ」「獨逸」「ワキソー」

（瑞典）「トウルネイ」「白耳義」「ビセトラ」「ビルヂュイフ」「佛蘭西」「メデンブリック」「和蘭」「スタインホーフ」「奧地利」等の諸病院なり。

此等は多くは一般に比較的小規模にして、只「ブッフ」は四個の大なる隔離せる病室より成り、百七十五人の收容數なり、「ランゲンホルン」之に次ぎ百十人を收容す、「ダルドルフ」は七十人、「ギーセン」は三十人なり、其の他收容數を擧ぐれば左の如し

國名	地名又は病院名	精神病院數	患者數	留置室	收容數
獨	伯				
ポ	ブランデルブルグ	四	四、三九五	三	一九五
ン	ハンノーベル	六	六、一八〇	三	一六六
オ	オストプロイセン	四	三、〇八二	一	六〇
ス	ポ	四	二、七八八	一	六八
ト	ン	四	一、八四三	一	五〇
メ	ン	四	二、六一七	一	三〇
ル	ン	四			
ゼ	ン	四			

下 本邦に於ける立法並に施設の要求

犯罪的精神病者の中には危険性あるものありて其は一定期間の觀察を経るにあらざれば斷定することを得ざる場合多し左れば之を無條件にて釋放するは頗る危険なりと謂はざる可らず、我が現行刑法に於て犯罪的精神病者に關し何等監置の規定を制定せざりしは欠點と云ふべし、刑法三十九條之は、ブルガリー、西班牙、蘭魯西亞、瑞西の一地方、伊太利、英國の現行刑法及獨逸、奧地利、瑞西の改正刑法草案の規定の如く之が規定を改正するを必要とす。

義白耳	ト ッ ル ネ ー				一	一九五
佛蘭西	ビ セ ト ラ ビ ル ヂ コ イ フ				二	
和蘭	メ デ ン ブ リ ツ ク				一	一八五
埃地	ス タ イ ン ホ ー フ				一	

逸

エルサスロートリンゲン	五	二、七七六	一	四〇
プレーメン	一	四一九	一	四〇
ハンブルヒ	二	二、〇七七	二	一一〇
ヘッセン	四	一、九三六	一	二五
バーデン	四	二、九三二	一	四六
ザクセン	九	五、一五一	一	二七五
ウアフストフアーレン	六	三、四八四	一	五〇
シエレスエ、ホルスタイン	三	二、〇一〇	一	四〇
シユンヂェン	一〇	五、五三〇	二	七八
ザクセン	四	三、五五六	一	五〇
ライプツィヒ	八	四、八三六	三	一四六

性ありと認めたる時は裁判所之が監置を命ずるの規定たることの社會危險性を斷定することは結局短時の觀察に於て之を確定するを得ざる場合多かる可く又廣義に解する時は凡ての精神病者は社會的危險性あるものと云はざる可らされ

は犯罪的精神病者は總て之が監置を命ずるの規定となすを要す。
 犯罪的精神病者に監置を命ずるを法律上規定するに當りては之を刑事裁判による可きや又民事裁判によるべきやにつきて議論あり、伊太利現行法に於ては刑事裁判官一時の監置を命じ民事裁判官確定監置を命ずるの規定なり、(リスト氏)一九〇八年はこの監置方法に關し法律案を唱へたり、即ち刑法第五十一條により無罪の宣告を受けたるものに對しては裁判所は一時の監置を命じ同時に禁治產法 *Entmündigungsverfahren* に移し禁治產の宣告を受けたるものは裁判所之を治療及看護院に監置す可しと云ふにあり、(エトケル氏)は之に反對説を唱へ社會的危險性患者は必らずしも毎に法律行為無能力者と限らざるべしと云ひ之れに代へて監置法 *Internirungsverfahren* を提出せり、(アッシャッペンブルグ氏)は此の法は意義狭小にして病院外例へば義務者一私人に看護を依託する場合に適用し得ず、又試験的退

院等をなし得ざる點に於て不利あり、只犯罪なき危險患者にも適用し得る點は「リスト」氏の案に勝れりと云ひ、同氏は此等の長所を執り之れを確定法 *Feststellungsvorhaben* 名け唱導せり而して後見人、檢事は一定期間の後、狀態の診査及び試験的退院等を申請するを得るの規定となし尙本法は犯罪的精神病者のみならず犯罪無くも精神病院に於て甚しき危險なる患者にも適用す可きものなることを提言せり。

犯罪的精神病者を收容する場所は普通の公私立精神病院にて可なり而して精神病院内に在りては特に此等のものに對して取扱を異にするを要せざる場合多し現に府下各公私立精神病院に於ては歐洲諸國に於けるものの如く特に此等のもののみを收容するの設備なく、此等の種類の精神病者を普通の病者と同じく收容し居るも何等別段の痛痒を感ずることなし、從來唱へられたるが如く犯罪ありたる精神病者を犯罪なかりし精神病者と混同する時は他の無辜の病者又は家人に不快感を抱かしめ、又病院をして監獄觀あらしむると云ふが如きことも實際に於ては顧慮すべき程の問題ならず、多くの場合犯罪ありたる病者は病院に入り來る

と同時に鎮靜無危險の病者となり他患者は勿論看護人すら犯罪の有無又は監獄にありしや否やを知らざる場合も多し、又一時の興奮躁暴に對しては救急處置の執る可き處置ありて左まで危険を及ぼすことなし

只就中或少數のものに於て院内に在りて殊に不良危険の性狀を呈し普通の看護方法にては到底取り扱ひ難き種類のものあるは免る可からざるも此等の少數のものに對しては精神病院内に特種の保全室を設置し之に收容するを良策となす解監置釋放に關しても亦裁判所之を命ぜざる可からず、埃瑞草案獨草案は地方警察官署に之が權限を委したり、勿論醫師の鑑定による「アツシャッペンブルグ」氏は釋放問題は監督を命ずる場合と同様裁判手續による可きものなりと云ひ、獨草案の規定を批難せり、

次に精神病的犯罪者の取扱に關しては監獄内に稍完備せる精神病室を附設するを急務とす、而して本邦にて監獄に於ける精神病者に對する設備は遺憾ながら未だ極めて幼稚なるものに屬す、前記英國に於ける如き中央院に相當するもの無く又各監獄に附設せらるる精神病監の如きも殆んど皆無と云ひて可なり、巢鴨監獄

に於ては去明治三十七年に於て特に精神病監を創設し、東京控訴院管下の各監獄よりも亦精神病患者を收容し大概平均二十名前後の患者現在數を示し居り、先づ之を以て本邦に於ける最も完備せる監獄附屬精神病監と見做す可きものなりしが、最近に於て獄舎増築の必要よりして、此の精神病監を廢止し之を改築して工場に當て精神病者は從來狂躁室として設置しありし極めて粗雑なる五個獨室に收容し其他數人の精神病者は病室の缺乏より普通の囚人を容るる獨房に其儘拘禁し唯病者の取扱をなすこととなれりと云ふ巢鴨監獄の如く規模最も大なるものにてあり既に斯の如き狀態なるを以て其他全國の各監獄に於ても殆んど見る可き精神病監なきが如く唯不完全なる病室又は獄室を以て之か收容所に當て一時の急に應ずるもの多き有様にして要するに本邦に於ては精神病的犯罪者に對する設備は未だ極めて幼稚のものと謂ふ可きなり吾人は切に精神病監の附設せらるる日の速かならんことを希望して止まず、

而して病監に於ては主として觀察を目的とし一定時の觀察の後精神病確定せる場合に於ては之が治療の目的を以て成る可く普通の精神病院に移送し迅速に完

全なる醫療的加護の下に置くを要す。

前述歐洲諸國に於ける特殊の設備即ち中央院及附屬監の如きものに就きて成績を見るに此等は尙ほ醫療の目的には適はざる點多しと云ふ。

中央院につきてはネツケ氏は實行宜しきを得ば効果ありとして推勵せるも之れに反してアッシャペンブルグ氏はブロードムール及ダンダルムの中央院に關して批評して曰く此等の中央院あるが爲め、精神病院には精神病的犯罪者を收容することゝを要せずと云ふも實際に於ては然らず此等中央院に於ける精神病的犯罪者の數は僅かに六―七%に過ぎず、又危険患者に對する防衛に關しても此等中央院には兎角に重罪犯人のみを收容する傾向あり(殺人八三%、猥褻狂人の如き危険病者に對し却て注意を拂はざるが如きは法安に適はざるものと謂ふべきのみならず又精神病的犯罪者は刑期完了後普通精神病院に移るを以て逃走等の危険は一層大となる、又病者に對しては司獄管理上に重きを置き従つて醫療輕んぜらるるは免れずと云へり。

監獄附屬觀察監は大體に於ては病者を迅速に隔離し處刑の煩瑣を除き精神病保

護の下に置くを得るの利益あるが如きも尙ほジーフェルト氏の如きは觀察監の組織は未だ不充分にして一時の監察には適するも精神病治療の目的には適はず最後は精神病院に送らざる可らずと云へり(完)

講 演

~~~~~

## 答刑と長期刑

法學士 泉 二 新 熊 君

閣下及び諸君、今日皆様のお揃ひの席上に於て一場のお話を致しまする光榮を荷いましたる事を感謝いたします、此の前伊藤さんから何か此の會で御話を申上げるやうにと云ふ御注文を度々受けまして何かお話を申上げたいとは思ふて居りましたけれども、こんな事をお話申上げて宜しいか、一向適當なる題目もありませぬ、困つて居つたのでありますが、あまり刑法の特別問題に屬する事を申上げても適當になからうと思ひまして、答刑に就てと云ふ意味の問題で御話を申上げませうと云ふ事をお答して置いたのであります、然るに近來私の役所の方が非常に忙かしうございまして、少しも準備の暇がなかつたのであります、それで能く秩序を立て、お話を申上げる事が出来ないものでありますから、少し取調べました二三の材料に就ひて、切れ／＼にお話をする譯であります、多分お聴き悪くからう

と思ひますけれども暫らく御清聽を願ひます、重もに此問題に就いては答刑の沿革と今日諸國に於ける現狀をお話申上げる積りであります。

講 演

此の答刑は先づ東洋に於て最も古く行はれて居るのであります、或は日本に於ても明治十二年の末まで、即ち新律綱領、改定律例が舊刑法で廢止せらるゝまで答刑は實施されたやうであります、支那の法制に就いて見ますと、堯舜の時代あたりでは斯う云ふ刑罰は見へないやうであります、堯舜の時代に於ては五刑と稱する刑がありました、其の五刑は何であるかと申しますと、是は一體發音がら甚だむづかしいので困りますが、入墨をする刑(墨)、鼻を削る刑(劓)、足を斬る刑(剕)それから宮刑(宮)、此の宮刑は陰刑であつて、男子にありては割勢す、婦人に於ては幽閉と註になつて居ります、それから大辟、即ち死刑、以上を五刑の正と稱してあります、而して此の五刑を寛宥して鞭刑を科すると云ふことはあるらしかつたが、元來鞭を以て官刑とし、朴を以て教刑となすと云ふ事が書經あたりに見へて居ります、官付の刑は寧ろ懲戒罰今日から云へば懲戒罰と云つても宜しからうと思ひますでありまして純然たる刑罰ではなかつたと思ふのであります、それから夏及び周に於てもまだ答刑と云ふものは見へて居りませぬ、隋から唐、明、清の諸律に於て、答、杖、徒、流、死と云ふ五刑が見へて居る、尤も私は支那法制の沿革を委しく調べた譯ではありませぬ、書經であるとか其の他二三の本に就



いてチヨつと見た譯でありますから間違ひがあるかも知れませぬからお訂しを願ふのであります。

我が日本の刑法史に就いて観て見ますると極く太古の刑としては、大日本史の刑法史などを見ますると最初より絞、斬、流、逐、拏、贖と云ふ刑罰があつたので其の刑を寛恕する、爲に褫祓の刑を定めたのであらうと云ふ事を主張して居ります、尤も本邦太古に於る刑罰や褫祓の性質に關する議論の委しい事は省きます、兎に角さう早くから笞刑、杖刑と云ふ刑名は日本記とか、古事記であるとか云ふものには見へないやうに思ふのであります、それから大寶律令に到りますまでの間の刑法に付ても委しい沿革史は残つて居りませぬが大寶律令に至りまして、唐律に倣つて居るのでありますから茲で笞杖の刑が認められたことが明かに爲つて居るのであります、現に大寶律令の殘律等に其事が明らかに記載されて居るやうであります、それから下つて武門爲政の頃になりましたは、一面に於て大寶律令も或る場合に於ては行はれたやうであります、勿論慈仁を主として居ります大寶律令では世の中を治めることが出来ない、所謂亂世重典の考へに依りまして鎌倉幕府以來刑罰と云は非常に嚴重になつたやうであります、それで貞永式目等には、死罪、流刑、押込、追放、所領沒收の傍らに鬘髮を削ると云ふ刑があり、それから火印を顔に捺す刑、斬罪、配流、禁獄、過料等の名目が見へて居ります、徳川百ヶ條に至りましては、鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、晒、遠島、追放、江戸拂、所拂、

入墨、敲と云ふやうな刑名が見へて居りますが此の敲の内には重敲、輕敲と云ふ區別がございます、例へば主人の金を持出して博奕を打つものは重敲にするとか、別に人を巧らむ氣もないけれども僅かな品物を横領して逃出すと云ふやうなものに付いては輕敲を加へる、輕敲は數五十まで、重敲は百であるとか云ふ事になつて居まして牢屋の門前にて其の科人の肩、脊、臀に掛けて、脊骨を除いて絶入りやざるやう、詰り氣絶せざるやうに檢視役人を遣はし、牢屋同心に命じて敲かせると云ふ事に書いてあります、是等は即ち笞刑若くは杖刑と見るべき性質のものであります、名は敲でありますけれども實質は同様であらうと思ふのであります、それから維新以後暫らくの間徳川百ヶ條の刑律に依つて居りましたけれども、明治四年設置の刑法官で大寶律令を參酌して假刑律なるものを定め、此の假刑律に於て笞刑三等、二十、五十、百と定めましたが、それから後、新律綱領、改定律例に於ても矢張り笞刑、杖刑を認めてあります、笞五等、杖五等、笞刑は十から十づゝ増して五十、杖刑は六十から十づゝ増して百に到ると云ふのであります、是は日本に於ける笞刑の沿革の大要であります、是から歐羅巴に於ける笞刑の沿革及び其の現狀に就いて極く簡単に申上げたい。

先づ今日でも盛んに笞刑を行なひまする所は英國であります、元來笞刑は中古に於ける慘酷なる刑罰に極めて些細なる犯罪に對しても死刑を以てする、竊盜であつても例へば七十兩以上であれば直

ぐに死刑にする、姦通罪であつても場合に依つては死刑に處すると云ふ極く慘酷なる刑罰……があり  
ましたから、是を緩和する爲めに採用されたのでありますが、英吉利でもさう云ふ考へで、既に十七  
世紀以前より笞刑を用ひて居るのであります、然るに千七百十七年に至て僧侶とか其の他之に準すべ  
き者、即ち學問のある者に對しては笞刑を罷めて追放すると云ふ事が行はれたらしい、而して其後一  
世紀以上の時日を経て千八百二十年には婦女に對する笞刑を全廢して、其代りに一ヶ月以上六ヶ月の  
懲役を以てすると云ふ事に致しました、次で千八百六十一年に Consolidation Act (法典 編纂律と申  
しますが) 出來ました際に、人の身體に對する行爲、之れから賊盜行爲、及び此外未成年者に對して  
惡意の損害を加へる行爲の犯罪に就いてのみ尙ほ笞刑を科する事にしてあります、其の翌年には議會  
の下院で笞刑廢止の案が提出されて、それが否決になつて其儘笞刑は存続したのであります、千八  
百六十三年に針金で人の咽喉を縊つて強盜をする、或は街道で強姦をすると云ふやうな、街道犯罪が  
非常に行なはれた爲めに、人心非常に恟々ぞ致しましたので辻強盜法 (Garrotting Act) と云ふ法律を發  
布しまして、男子の犯罪人即男子にして斯う云ふ辻強盜、辻強姦を犯す者に對しては懲役の外に、是  
を重くする附加刑として笞刑を加へることに爲りました、この笞刑は判決後六ヶ月以内に於て執行す  
べきものであつて、一回に五十打、十六歳未満の者に對しては二十五打を超えざる範圍内に於て三回

は繰返して行ふことが出來たのであります、それから千八百八十五年に Criminal Law Amendment  
Act 刑法改正法律が出來まして、十六歳未満の者にして十三歳未満の婦女を姦淫する者にも笞刑を  
科することに致しました、如此にして英國の現行法では婦女犯人に對しては全く笞刑を行はないが成  
年男子に對しては(一)四季開廷裁判所に於て改悛不能の惡漢 (Incorrigible rogues) の認定を受けた場  
合(二)君主に對する危害行爲を犯したる場合(三)強盜を犯したる場合に於て之を行ひ十六歳未満者に  
對しては(一)賊盜律 (Larceny Act, 1861) に於ける犯罪、(二)對人犯律 (Offences against Person Act, 1  
861) に於る犯罪、(三)故意加害律 (Malicious Damage Act) に於る犯罪及び(四)前掲強姦罪に付て之を  
行ふことが出來るのであります、實際に於ては近頃の模様では毎年平均三千人位もの少年者が笞刑  
に處せられると云ふ事を聞いて居ります。

佛蘭西は千六百七十年に刑事令を制定しました、此刑事令では左程廣く笞刑を認めては居りませぬ  
が、ルイ十五世紀の時になりました、男子の竊盜に對して笞刑を認め又姉女並に勞働無能者に對して  
船役刑、船の中に於て非常な勞働をさせる、船漕ぎをさせるの代りに笞刑を以てしたが千七百九十  
一年は革命時期でありまして、人權問題の最もやかましい時でありますから、笞刑の如きも人權を蹂躪  
するものであると云ふ考へで、是を全廢しました、佛蘭西では今日に至るまで一向笞刑は行なはな

やうであります。

それから獨逸には千七百九十四年のプロイセン普通國法(Allgemeines Landrecht)を以て矢張り懲役とか禁錮とか云ふ刑の執行は非常に慘酷なる方法を用ひるものであるから、それを緩和する趣旨で答刑を採用したのが始めであります、其後最も重い犯罪に對しては刑を加重する云ふ趣意で答刑を認め、警察犯に付ては取締の目的の爲めに答刑を採用し、千七百九十八年に總ての誹毀罪、暴行罪に對して答刑を認め、其の翌年竊盜、乞食其他の犯罪にも答刑を用ひる事になりましたが、千八百十一年以來は現役にある軍人に對しては答刑を用ひない、一體恥辱を與へる刑でありますから、軍人に對しては名譽の上から見て答刑を行なふべきものでない云ふので一番早く是を廢したやうになります、さうして千八百四十八年には、丁度佛蘭西の第三革命の年であります、答刑を全廢しました、それからバイエルンも同じ年に間もなく答刑を全廢したのであります、其後に獨逸へは屢、答刑復興論が出たのでありますけれども、遂に其目的を達せずして、今日ではプロイセン、ザクセン、メクレンブルヒオルデンブルヒ、漢堡、リユーベック等に於て之を監獄の懲罰として採用する外、刑法上の制裁としては全く認めて居らぬのであります。

奧太利は千七百八十七年に法律で答刑を認めて、姦通罪に對して死刑の代りに此の答刑を以てする

事になりました、其後千八百四十八年に人權問題が非常にやかましく爲りました爲め……奧太利國內の輿論は左程勃興して居りませぬが……政府の方から先んじて答刑を廢した、然るに千八百五十二年に一旦復興したのであります、千八百六十七年に至つて終局的に廢して仕舞つたのであります。

露國にありましては千八百六十三年頃から既に答刑を用ひないで只、ポーランドでは其翌年通常裁判所の系統を経ずして浮浪者に對する取締罰として之を科し又西伯利流謫者に對しては一種の政治罰として其効力を存して居たのであります、千九百四年に至つて全然答刑を廢する事になつたのであります。

丁抹、此國では千八百六十六年の刑法で幼年者に對して廣く答刑を認めたのであります、同世紀の末にチヨつと趣きが違つて來ました、近頃巴里の街道に於て殆ど遊戲でもするが如く、何等の關係の無い者、罪のない者に對して暴行をやる、殺傷行為をやる、強盜をやる、さう云ふものが非常に多く一時人心を騒がした事がありました、丁度一八九七年頃以來丁抹のコペンハーゲンで同じやうに恐るべき暴行が頻々として行なはれた、そこで是は刑罰の力が無いためであると云ふので、千八百六十六年刑法の刑罰を重くしたと云ふ事がございます、尙引續いて千九百二年の秋、十八萬人の婦人が聯合して司法大臣に上申をして、どうも近頃のやうに市内到る處に暴行が行はれ、殊に婦女に對して、



身體及び名譽を侵害する犯罪が頻々として行なはれては、我々は枕を高くして寝る事が出来ないから  
 どうぞして有効なる、最も嚴格なる刑罰を早く設けて欲しいと言ふ陳情をした事があるさうでありま  
 すが、其爲に特に司法大臣は、さう云ふ犯罪人に對しては懲役刑の外に附加刑として笞刑を科する外  
 はないと云ふ考へで、議會に法案を提出した、之に對し専門家側では非常に反對があつて、笞刑は蠻  
 刑である、今頃になつて斯の如き刑を認めると云ふのは不都合である云ふ批難を加へたのでありま  
 すが、それにも拘らず千九百五年に是が確定の法律となつたのであります、それで此の無辜の人に對  
 する暴行罪、殊に傷害、殺人と云ふやうな場合と、十二歳以下の幼女に對して姦淫罪を犯した者には  
 笞刑を科すると云ふ事になつたのであります、尤も先是千八百六十六年の法律では十歳以上十二歳以  
 下の女子及十歳以上十八歳以下の男子に對して廣く笞刑を認めてありまして、非常に適用の場合が多  
 かつたやうであります、今度は餘ほご其適用の範圍は狭く爲つた譯であります。

北米合衆國では四十四都の内デラベア郡のみが千八百六十五年の刑法で笞刑を認めて居るので  
 あります、千九百三年でありましたがルーズヴェルト氏が大統領になりました時に、妻子を虐待する  
 者に對して自由刑を科する、或は罰金を科すると云ふ事になると、其結果は妻子をして生計の途を失  
 はしめる、被害者たる妻子を益々苦境に陥し入れるのであるから、斯の如き者に對しては笞刑を科する

方が宜からうと云ふ意見を發表したことがあります、其後直にコロンビア郡では笞刑の法案を議會へ  
 提出しましたが通過しなかつたやうであります、けれどもオレゴン郡は千九百五年に郡の法律で笞刑  
 を認めるやうになつて、今亞米利加が合衆國ではデラベア郡とオレゴン郡が笞刑法を有して居るので  
 あります、此の如く笞刑は自由刑或は罰金刑の不利益を避けるが爲め適當なる手續であると認めらる  
 るに拘らず亞米利加ですら普く採用せられないのは注意すべき點であります、元來亞米利加は御承知  
 の通り随分突飛な計畫を實行する國でありまして、近頃やかましい輸精管除去法(Sterilisation)までも  
 大胆に實行いたしました、此處分は非常に墮落して不徳義な事をするやうな惡漢の子孫繁殖の途を絶  
 つて社會に不良分子を繁殖せしめない云ふ趣意で精蟲輸送管剝離の方法を行ふのであります、尤も  
 人に依つては此方法を支那の宮刑と間違へて觀察し議論して居る者もあるやうであります、全く其  
 趣意は違ふのであります、宮刑でありますれば全く交接を不能にすると云ふ事に取るのであります、  
 此ステリリゼーションなるものはさう云ふ結果を生じないやうであります、此刑罰は既に千九百七年  
 にインデアナ郡、千九百九年に華盛頓郡、カリホルニア郡、コネクチカット郡、千九百十一年にネバ  
 タ州、アイオワ州、ニュージャージー州、千九百十二年に紐育、千九百十三年の始めにノースダコタ及  
 オレゴン等の諸郡に於て法律を以て之を認めて居るのであります、之に就いては矢張り非常な反對論

もありまして、一體人の生殖力を絶つと云ふのは極めて慘酷なる方法であつて、合衆國憲法の所謂慘刑に當るのであるから此の如き刑を科するは憲法に背くのであると云ふ議論もあるやうであります、併ながら之に就いては、凡そ犯罪人に對し必要な場合には法律に依つて死刑を科するも尙憲法に矛盾するものと云ふ事は出来ない、それから又終身刑の如きは生命上の權利をも剝奪するに同じであつて素より生殖は不能ならしむる、而も是を以て違憲なりと云ふ事は出来ない、故にステリリゼーションを以て違憲なりと云ふのは間違ひである、此方法は宮刑みたやうに身體の上に非常な苦痛を與へる又危険である手術とは違つて、極めて簡單であつて無害である、殆ど無苦痛である、斯の如き手術は決して是を以て慘酷なる刑罰と云ふ事は出来ないと云ふのが華盛頓の大審院やカリホルニア州檢事諸君の意見であつたやうであります、それで今日は一向差支ないものとして認められて居るのであります、斯の如き方法すらも辯護せられ直に實行せらるゝアメリカに於て獨り答刑のみは採用すべからずとの見解が支配して居るのは寧ろ奇と謂ふべしであります。

それから次には歐羅巴諸國の殖民地に於ける狀況であります元來殖民地に於ける法制に關する政策に付ては殖民地の狀況に照して必要に應じて其制度を設けると云ふ主義と、それから何でも彼でも出来るだけ本國の法制に倣つて法制を設け、出来るだけ早く殖民地を本國に同化せしめると云ふ主義を

採るのと二通りあるのであります、歐羅巴諸國の主義は大抵後の主義に依つて居るやうであります、殊に英吉利や佛蘭西の主義は之に倣つて居るさうであります、それで英吉利領の殖民地に就いて申しますと、先づ印度では千八百六十四年のフツピングアクト(答刑律)及び後の法律に依りまして廣く答刑を採用し、殊に幼年犯罪者に對しては一般に答刑を適用する、十六歳以上四十五歳未満の者に對しては總ての場合ではありませぬけれども多くの犯罪に適用する、それから錫蘭島、上ビルマ及亞弗利加でも(ケープロニーだけを除いて)土人と其他の者を區別しないで答刑を科すること云ふ有様であります、佛蘭西領殖民地の方は殊に同化主義を採用しまして殖民地の人民を成るべく速かに佛蘭西人同様、佛蘭西人の權利を享有させると云ふ方針でありますから此殖民地に於ても僅かな變更で、佛蘭西の刑法典を實施して居るのであります、従つて佛蘭西殖民地では答刑を科しませぬ又殖民地に對し佛蘭西が自治裁判を認めて居る場合にも明示の禁止並に實際的の監督に依て成るべく答刑の執行を避けしむる方針を執つて居ると云ふ事でありませぬ。

獨逸の殖民地即東部亞弗利加のカメルン、トーゴ、諸島の殖民地では五十以下の答刑を許す、婦女はアラビヤ又印度人なりと雖も是を除外する、伊太利領、和蘭領の殖民地で答刑は兎に角廢止になつて居ると云ふ有様であります、反之日本の新領土たる朝鮮臺灣租借地關東州に於て答刑を用ひて居る

と云ふ事は諸君の御承知の通りであります。朝鮮では別に朝鮮人に限ると云ふ人種上の區別は法文には見へ無いやうであります。臺灣に於ては、臺灣人及び支那人、關東州に於ては支那人に限つて答刑を行なふと云ふ事になつて區別主義を採つて居るのであります。

以上が諸國に於ける答刑の沿革と其の現状の大要であります。要するに答刑は諸國の刑法史上に於て、或は其慘酷なる重刑を緩和する刑罰として、或は警察上の取締罰として、或は又重き犯罪に對して刑罰の嚴威を強大ならしむる爲め附加刑として、或は懲戒の目的を達する手段として一般に採用せられまして、第十九世紀の後半以來は稍其勢力を失なつた譯であります。併し最近に至つて又刑事政策上から殊に自由刑の弊害を避けるが爲めに之に代ゆるに答刑を以てすべしと云ふ説が徐々として出て來つゝあるのであります。(未完)

## 談

## 叢

## 士氣

(司獄官の  
個性其三)

尾原 靜 乘

士魂、商才と云ふ事をよく言ひますが、如何にも味ひの有る言葉であります。武士の魂に商人の才、是の二備はれば誠に申分なき人格、世を渡るには是非是でなくては行かぬと思ひます、分けて官吏には此の『士魂』と云ふものが無くてはならぬ。

嘗て江澤典獄の談に 昔は士農工商と謂つたが今は其の階級が無い、然し今の官吏なるものを若し其れに當て填めたならば是非『士』に當らねばならぬ、明治十年前後の官吏は所謂昔の武士即ち士族が多く官吏に爲つた故、官吏と云ふ人格の上に何となく『士氣』と云ふものが具つて居つた、然るに今の官吏には概して此の士氣と云ふ點が乏しい様に思ふ、仍て看守杯にも努めて士氣の養成に意を用ひねばならぬ』とお話しが有つた。



據つて私は本日の講演會に特に本題「士氣」を選んだので有ります「士魂」と云ふも「士氣」と云ふも大した異りは有りませぬ、共に武士の氣象、武士の氣風と云ふ事を意味するので有ります、私は今「士氣」と云ふ事を説くに當りて先づ本領と云ふ事より述べ入らねばなりません。

故人島田蕃根翁が嘗て「じやに依て常か大事ぢや歳の暮」と云ふて、弟子や家族を誡められた。經濟と云ふ事は月末や年の暮の決算を意味するのでは無い、日々の收支に其「シメク、リ」が即ち經濟である「じやに依て常か大事ぢや」とは其意味なのである。

武と云ふ事も武士道と云ふ事も亦た常平生と云ふ事を意味して居る。日露戦争や武徳會の大會ばかりが武では無い。常平生の用心が即ち武であります。

今より二千五百年程前に支那楚の莊王の言はれた語が「左傳」と云ふ書物の中に載つてある、抑も武と云ふ文字の構造は戈を振り廻すと云ふ文字では無い、戈を止むると云ふ文字の組立である。戈を止めて居る平時の用心が大切である、其れが即ち武である武士道である。

彼の大石良雄は京都の一力樓で遊興をした時代がある。然し一念片時も武士の本領は忘れては居らぬ都々逸唄ふて手を叩いても、敵を打つと云ふ本心は抜けて居らぬ、盃を取る手の下にも隙と云ふものは少しも無い、酔ふて夢め現ツの間にも油斷と云ふ事は無い、後ちに能く大望を達し得るのは畢竟

其れである、同じ武士でも彼の赤堀源左衛門は碁を打て居る時に敵の爲めに返り打ちに遇い取り返しの付かぬ不覺を取つた碁を打つ間だ勝負に心を取られて其本心を忘れて居つたからである、武は平時を誡しむることは即ち爰である。

去月二十八日 天皇 皇后兩陛下が伏見宮邸へ行幸啓あらさせられた時、餘興としての能樂數番を天覽あらさせられた、其能樂を相勤め申したのが觀世鐵之丞、梅若萬三郎の諸氏であつたさうである私は謠や能の事は頼と存じませぬが、此間も其道の専門家に就てみまするに 能樂には觀世、今春、喜多、寶生、杯の諸流(五流或は十流)が有つて觀世流と云ふのは其淵源が最も深い初代は足利義滿の時代であるから今の家元二十二世迄は五百年以上も續いて居るとの事である。初代清次と云ふ人は奈良の春日神社の神官であつた、第三代の元重と云ふのが佛教の信者で、或夜觀世音菩薩の靈夢に感じて爰で「觀世」と云ふ姓を名のる事になつた。

足利幕府の時代には式樂として將軍の寵遇を蒙り徳川幕府の時代にはお能役者として累代の將軍に近接した、是等の關係は門外漢の吾々でも中々趣味が有ります。

▽話しが變つて劍術の方にも十九からの流義が有る、其第一が神道流、塚原卜傳の如きは此流である、然し卜傳は後に至つて更に卜傳流と云ふ一派を開く、第二が名高い神蔭流、柳生但馬守の如きは

其の流れである、然し之れも後に柳生流と云ふ一派を爲された、又た伊藤一刀齋景久と云ふ傑物が出で、爰に一刀流なるものが開けた、其の又た一刀流の門下に小野忠常と云ふ達人が出られて爰に一刀流小野派と云ふものが出来るのである、此の小野忠常の事を小野忠勝と云ふ人もありますが矢張り同人であります。

### 觀世大夫と小野忠常

三代將軍徳川家光公の時代であります、有る日將軍家に於きまして「お能」の催しが御座りました其れをお勤め致しまするが觀世太夫(第八世元盛)で井筒の能と云ふ舞であります、正面には將軍家光公を初め其左右には澤山の陪觀者が居並んで居ります、愈々井筒舞が始まりますと一同は熱心に見て居りまるが。分けて一人最も熱心に見入つて居る相だが際立つて見へる。觀世大夫が井筒の中をヒョイと覗きました其時に 今の一人が『此所だ』と大聲に叫んだ、何分將軍の御前でありますから事容易でない、云何なる御沙汰があるかと一同は大に驚いて居ります、其時は將軍より何の沙汰も無かつたサテ「お能」が終ると先刻此所だと大聲を發したものは誰れたと云ふお調べが下つた、所ろが人も有るうに其大聲を發したものは一刀流小野派の元祖小野忠常と申して擊劍の先生でありました。

將軍様が小野先生を召されて『其許先刻觀世が井筒を覗いた時此所だ』と大聲に叫んだは一體どうし

「次第か」とお尋ねが有つた、其時の忠常の答へ「都べて藝は其極に至りますと身體に少しの隙も御座りませぬ、先刻觀世大夫が井筒の能を舞ひまするのを手前拜見致して居りましたが其身體に卯の毛ほどの隙も御座りません、假りに一刀參らうと思ひましても殆んど其隙を見出す事はす唯々感服の外はありませぬ、然るに觀世が井筒の中を覗きました其時に、身體にガラリと隙が現はれました故思はず此所だ、と打ち込む氣になりまして我を忘れて大聲を發しました、お耳障りの段幾重にも御容赦を願ふと」申し入つた、是れをお聞きに成つた將軍家は手を拍つて御感心遊ばした、其れは聲の大いに感心をなされたのでは無い「タトヒ能樂を見物致して居り乍らも本領の武の一字を忘るゝ暇が無い」其の本領を忘れざる點を御感心あり、日本一の武藝者とまで感賞せられた。

次に御呼びになつたのが先刻「才能」を舞つた觀世太夫である、將軍は觀世に向ひ「其許、先刻井筒の能を舞つた時に、何か變つた事は無かりしや」とお尋ねであつた、其時觀世の答へである「御意で御座りまするが、先刻井筒を覗きますと中に白紙が一枚落ちて居りました、何でに此の中に白紙が落ちて居るやと、其れにフト心を奪われました事がある」と申し上げた、其時將軍は「ウム左様か其れで相分つた、ジャ其時身體に隙が出来たので有ろう、尋ねる譯はしかじかぢや、ア、其許は日本一の能の名人ぢやと」大層なお褒めに與かつて觀世大夫頗る面目を得ましたと言ふ事である、私は此話

を諸君に推稱するのは小野忠常先生の平時の心懸を模倣したのである。武は、平時を誠しむとは其れである。

其の第二例としては義士赤垣源藏である、源藏の兄は伊左衛門と申して脇坂淡路守の家臣である、源藏は幼年にして赤垣源太夫と云ふ家の養子になつた、其れで兄弟の姓が違ふのである、而して兄伊左衛門は脇坂家のお留守居役を勤めて居るのである、伊左衛門の妻はおまきと申して、外にすぎと云ふ年増の女中が一人居る、至て氣樂な暮し、源藏折々此家に遊びに来る、有る日、例に依て源藏は酔後上機嫌で遊びに来た、相變らず女中に水を求める、女中おすぎはコップに水を波々と盛りお盆に乗せて運んで来た、寝轉んで居る源藏の足を踏んだものと見て、ヒョロ／＼つとよろめいた、其戸端に引繰り返り、コップの水は源藏に丸かぶり、其時源藏は身にかゝる水を拂はんとせで、直ちに刀の柄を檢ため、能く水氣を拭つて恭く床上に直した。襖越しに其れを見て居る兄伊左衛門、思はずハツタと膝を叩き『源藏未だ武士の本領を忘れ居らず』と頗る喜んだ。此の事の有つたのは元祿十五年の六月である、此の次に源藏が兄の宅を訪れたのが打入りの先夜で、即ち名高い徳利別てある、今は其徳利に用事は無い、常に磊落に見ゆる源藏でも其本領を片時も忘れて居らぬと云ふ點が得難い吾人の教訓である。

### 淺野長矩公と臣安兵衛

## 談

其第三例として推賞したいのが同く義士傳の堀部安兵衛である、此の堀部安兵衛と申すは、越後の國新發田の城主溝口伯耆守の家來で中山安兵衛武庸と申しました、元祿五年十月十二日高田の馬場に於て伯父の敵を打て天晴れ武名を揚げた、其砌り見物人の中より鹿子の棒を借りたのが因縁となつて播州淺野の家臣堀部彌兵衛金丸の婿養子に成つた、それで堀部安兵衛と申すのである。

偕て此の事が殿さまのお耳に達しますと殿さまには殊の外のお喜びである、其れは何故であるかと云へば先きつ頃ろ安兵衛が高田の馬場で伯父の敵打ちをした、其腕前が如何にも見事であつたと云ふ評判が立つと、彼方からも三百石で抱へたいと云ふて来る、此方からも五百石で抱へると申込が有る、其れ等に向へ頼着ない安兵衛が、偶然にも自身の家來彌兵衛の婿養子に來たのであるから、謂はゞ兵力が頗る増した様なものである。

## 叢

愈々其年の十二月二十五日、内匠頭様へ對顔、主従三世の盃が有る、西洋では夫婦の道が人事の基に成るが日本では然らず。夫婦は二世。主従は三世と申して主従の關係が一番に重い、爰か武士道の眞髓である、主従の盃は土の素焼で、先づ殿さまが飲んで直に家來に下さる、殿様の召した場所は盃の端が濡れて居るから解かる、其ヶ處へ口を付けて酒を頂く、是れが主従三世の盃である。





ても工場に居ても、此の本領を忘れてはならぬ。夜でも晝でも片時も此の本領を忘れては居られぬ。又た吾々は、何日、何處で、何をして居ても、吾人の職責領なる行刑場を忘れてはならぬ。地震が有つても警鐘を一つ耳にしても直に行刑場如何を思はねばならぬ。之れが吾人の本領である。即ち亦た是れが吾人の士氣であります。(丁)



統

大正三年五月中入出監竝月末在監人員

(△減)

| 受刑者    | 越員     | 入監     | 出監     | 現員      | 前月末日現在  | 前年現在   | 前月比較   | 前年比較   |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 五七、二五一 | 五、三九二  | 六、三〇四  | 五六、三三九 | 五七、二五一  | 五九、五二七  | △九一二   | △三一八八  | △五七二   |
| 三、九五九  | 四、六六四  | 四、八八三  | ×三、七四〇 | ×三、九五九  | 四、三一二   | △二一九   | △五七二   |        |
| 一、〇九五  | 一、一七八  | 一、二五八  | 一、〇一五  | 一、〇九五   | 一、〇三七   | △八〇    | △三二    | △五     |
| 乳兒     | 四八     | 一九     | 一六     | 五一      | 四八      | 五六     | 三      |        |
| 男      | 五九、五三〇 | 一〇、三九〇 | 一一、五七〇 | ×五八、三五〇 | ×五九、五三〇 | 六四、一二九 | △一、一八〇 | △五、七七九 |
| 女      | 二、八二三  | 八六三    | 八九一    | ×二、七九五  | ×二、八二三  | 八〇三    | △二八    | 一、九九二  |
| 計      | 六二、三五三 | 一一、二五三 | 一二、四六一 | ×六〇、一四五 | ×六二、三五三 | 六四、九三二 | △一、二〇八 | △三、七八七 |
| 總計     |        |        |        |         |         |        |        |        |

備

考 内朝鮮人受刑者男一五人刑事被告人男一人アリ  
本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

受刑二者

刑事被告人

### 三〇計

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 總 | 露 | 北 | 英 | 支 |
|   |   | 米 | 吉 |   |
|   | 西 | 合 |   |   |
|   |   | 衆 |   |   |
| 計 | 亞 | 國 | 利 | 那 |
| 女 | 男 | 同 | 男 | 女 |

三六五一

— 三 五 一 — — — — —







[illegible][illegible]

## 雜纂

又新日乘(大正三年四月五日)

河野東籬

◎勝友と別を惜む園圃の客、昨今在獄人をして特に惜別の情に堪へざらしめしものは、勝友叢誌と別を告げしことなりとす。樹欲靜而風不止、子欲養親不待矣、この古人の感想、今人も亦その情を同くせずんばあらず、勝友叢誌は在監人の親たる程の情味は有せざりしも、一種の益友たり勝友たるの價値は存せしもの乎。勝友誌が盛んに發刊せられし時、在監人は之を讀むことを好みしも、その之を讀むの意中には、物澤山に思ひ、他の著名の人の著書の如く之を重んずるの念なきものゝ如く見へしが、今や茲に之れが廢刊を告ぐることゝなりて、卒かに之を慕ふの情を深くし、數年前刊行せし古き分まで競ふて借覽せんと望む者多きは

意外の現象たり。某囚曰く、澤山な書物を讀みましたけれども、勝友叢誌のやうな實際に爲めになる本は多くありません。この囚人の一語、勝友誌の頌徳表として千金の價値あり、勝友誌も斯る知己を得て死す、死して餘榮ありと謂ふ可し。是れ特り勝友叢誌の徳望の然らしむる所のみと見る可らず、一般の心理狀態に反動の傾向あることを表現せるものにあらざるなきを得んや。凡そ讀書を獎勵すれば何となく重荷を負はされたるが如き感を生じ、却つて之を讀むを厭ふの狀ありし者が、讀書に制限を加へらるゝことゝなりて、頻りに多く讀まんとするの傾向あるは、事實の上に往々認むる所。特に讀書を好む者は格別なるも、普通の者に多數の書を與ふれば、常に精讀せざるのみならず所謂ツンドクに終るもの尠からず、是れ讀者の心理上反動の傾向あるを察するに足る。現今各監獄に於て、書籍の冊數及び之れが授受の度數に制限を加へつゝあるもの、他の必要なる理由に出づ

と雖も、偶以て彼等反動の心理作用に投じて、書籍を精讀せしむるの利を見るを得べき乎。

◎自ら素行を笑ふ、在監人をして沈思默考に耽らしむるは獨居拘禁の一特色とす、彼等の沈思默考は、動もすれば悲觀に沈み、落膽に陥り甚しきは精神に異狀を呈するに至るの弊ありと雖も、それは個人的性格を觀察して指導その宜しきを得ざるの致す所にして、その沈思默考の舵を甘く執らば、彼等思想の航路は必ず平穩に進航を期するを得べし。分房拘禁の初犯者某曰く、私は帽子商店の雇人として自宅より通勤せし者なりしが、入監以來日夜この分房にて自分の爲し來りし入監前の行爲を考へて見ますと、私の行は人様が見て餘程をかしく思はれたであらふ、商品の賣捌が甘く行きて歩合を貰ふことが多くなるに従ひ、段々贅澤な暮を爲すを自慢氣に人に見せかけ、身分不相應な着物を着るを人に誇り、安い電車のある世の中に、人力車にて自宅まで乗り付け、花柳界に出入する

ことが才子然と見へるであらふと、のろけて居た妾は、慥に、をかしく見へたであらふと、今更自分で省みて、をかしく且つ恥かしく思はれます、殊に其時代に親しくしました友達は、何れも皆悪い者ばかりであつたこと、今更氣が付いて來ました、尤も其友達も私と同じ運命に陥つて居る筈であるから、私を悪い友であつたと思ふて居るでありましょう、併し私は其のをかしく見られた時代が僅に二三年にて、早く入監するやうになりました故、茲に反省悔悟の時機を早く迎へることが出來ましたのは、私の仕合よきことと思ひます。と且つ恥ぢ、且つ笑ひ、且つ喜びつゝあるは、獨居拘禁の與へたる沈思默考の賜なりとす。犯罪を恥づる者は多きも、その犯罪を引起すに至りし素行が人から見られて、をかしく感ぜられたであらふと自覺せるは、自己の素行を精細且つ痛切に反省せしものにして、悔悟者の述懐として、をかしく見られたであらふとの一語、異彩の感あると共に



亦頗る健全なる悔悟の聲たるを失はず。普通に多く見受る深く恥ぢ深く悲み且つ大に落膽する者は齊しく悔悟の意に出でたりとするも、病的悔悟者たるを免るゝ能はず。

◎無聲の教化、人を教化するは主として道理の證明に由る、道理を説明するは言語と著書とに由らざる可らず。併し言語の聲に由らず、著書の文に由らず、單に溫容の風丰のみを以て化する人格の化力亦實に偉大なるものあり。偶雜誌警世を開く、前田博士の談なりとて掲げたる修養談の中、赤松師の虎に就ての話なりとて引用せる一節に、徳川三代將軍家光公の時外國より虎來る、將軍之を庭前に觀る、將軍侍臣を顧み、試みに彼の虎を怒らしめよと命ず、侍臣棒を以て虎を打たんとするの舉を示す、虎は忽ち大に怒り非常なる勢を以て噛みつかんとして吼へかゝる、その狀頗る危險なり侍臣之を鎮めんとするも鎮むる能はず、將軍又侍臣を顧みて、誰か彼の怒れる虎を鎮める者なきや

と問はる、側に澤庵和尚あり、自分之を鎮め得べきや試みんとて、虎の前に進み出で、拂子を以て虎の頭を撫でたるに、怒り狂へる虎忽ちにして猫の如く靜かになりたれば、列座の人々大に感動し和尚の高徳に敬服したりとの記事あり。是れ實に無聲の教化、人格の感應。罪囚感化の任に當る者の眞似は出來ずとも、之に類する徳望の保有には大に勗めざるべからず。自由を施制し、希望を抑壓する、司獄官の處遇の手は、往々在監人の怒を招くこと多し、之を怒らしむるは易く、その怒れる者を靜かならしむるは難し、若し夫れ怒を鎮めるの徳なしとせん乎、少くとも怒を發せしめざるやうの注意を執らざるべからず、自由を強制するは我任なり、怒ると怒らざるとは彼の責にありと言ふが如きは、司獄官たる自己の責任を知れるものと謂ふ可らず。教誨師の教訓戒飾も動もすれば囚人の怒を招くことなしとせず、若し夫れ彼を怒れる儘に放置せん乎、彼の精神狀態は益以て惡

徳を増長せんとす、故に自己の訓戒に依て怒ると、他の處置に就て怒るを問はず、彼等の意中怒を懷けることあるを觀ば、即時に其の怒を解くの道を施し、彼等の精神を一刻も早く平和に復歸せしむること、教化上の急務なりとす、怒は惡徳なりこの惡徳を惹起せし自己の責任の輕からざるを感ぜざる可らず。



## 寄書

### 不良少年に對する刑事

政策 (承第廿七卷第六號)

日本犯罪學會會員 澤田順次郎

不良少年の如何なるものなるかは、前の説明で畧ぼ了知することを得るであらう。不良少年は全く善良少年の仇敵である。惡魔である。たゞに良少年に對して害をするのみならず、往々は大人に對しても、同様の害をなすことがある。これを言ひ換へれば不良少年は、輕化せざる犯罪者の卵であつて、全く社會の惡分子である。

特に婦人に對する誘惑の手段は、頗る巧妙で、彼れ等の爲に貞を破り、操を傷つけられた者が少なくない。婦人の墮落する者の中には、不良少年の爲なるものが頗る多い。良家少年の惡道に踏み

入る者も、多くは不良少年の仕業である。

學校に通はせる生徒で、漸々悪くなる者があつた場合には、其の蔭に必ず不良少年の潜んで居ることを知らなくてはならぬ。若しも學生の品行が、悪くなつた形跡の見えた時は、何より先きに、其の友を穿鑿することが必要である。大地を撃つ槌は外るゝことがあるとも、此の言の外るゝことはない。

不良少年の中で、竊盜、掏摸、若しくは搔ッ拂ひ等をなす者は、純然たる犯罪者であるが、其の他のものも、一步を進めば、みな犯罪者となるのである。或る學者は彼れらと呼んで、準犯罪者と言つたのは、至言といふべきである。

普通に學生若しくは兒童に對して、不正行爲を働く者は、如何なる手段なるかといふに、主に金品の強奪、強請、毆打、誘拐、追跡等で、多くは團體を作り、共謀して此の不正手段を爲すのである。試みに最近彼れらが小學兒童に對する不正事

件を擧ぐるゝ、次の如くである。

小學校に於ける被害者件數

被害の種別

金品強奪

金品強請

毆打

誘拐

追跡

脅喝

妨碍

其他

合計

二、四三三

右は各小學校に於て、一年間に受けたる被害件數であるが、此の被害生徒の學年、及び其の數を擧ぐるゝ次の如くである。

學年別

被害者數

尋常一學年生

二九八

尋常二學年生

一三四

尋常三學年生

三六六

尋常四學年生

四七七

尋常五學年生

四二五

尋常六學年生

五二二

高等一學年生

一一八

高等二學年生

八三

總計

二、四三三

被害者の最も多い所は、尋常六年生で、次ぎは尋常四年、尋常五年である。これは金銭を所持する者は、此の學年に多く、随つて外出することも他學年より多いからである。

前表の被害者は、單に小學生徒のみであるが、更に中學生徒の被害に至つては、より以上の多數である。中學生徒にして被害の最も多い學年は、一二年生で、四五年には尠ない。

或る人は不良少年を以て、火爐の前の爆烈藥に喩へたのは、何時火氣が移つて爆發するかも知れぬからである。彼れらは金銭を見る時は、衝動的

に慾心の起ることは、恰も飢へたる者が美味を見て垂涎するが如くである。而して其の所有者が少年である時は、これを脅迫し、或ひは詐術にかけて、これを捲き上げるのである。

純粹の犯罪者にして、最も多數なる不良少年は、幾歳位なるかといふと、クレー氏の調査に依れば、最も多いのは十五歳未満で、次ぎは二十歳未満である。其の次は十五歳乃至十六歳、十七歳乃至十九歳の順序で、これを百分比例にすると、左の如くである。

年 齡

百分比例

十五歳未満

五八

十五歳乃至十六歳

一四

十七歳乃至十九歳

八

二十歳

二〇

マロー氏の調査も、幼年ほど犯罪數が多く、即ち初犯者五百七人の内、十一歳以上二十五歳以下の犯罪者は、百分の七〇に達して居る。

我が邦でも懲治監入りの最も多い少年は、十二歳以下十六歳未満で、最近七年間の統計は次の如くである。

| 年次     | 十二歳未満 | 十二歳以上十六歳未満 | 十六歳以上二十歳未満 | 二十歳以上 | 合計    |
|--------|-------|------------|------------|-------|-------|
| 明治三十五年 | 一一一   | 二一〇        | 四一一        | 三二四   | 一〇五二  |
| 明治三十六年 | 一一七   | 二七七        | 三一九        | 四二八   | 一〇九一  |
| 明治三十七年 | 八七    | 二九七        | 二九一        | 二四七   | 一〇二二  |
| 明治三十八年 | 八〇    | 三四四        | 二二一        | 四四八   | 一〇五三  |
| 明治三十九年 | 一〇七   | 四四一        | 三二一        | 五九四   | 一四六三  |
| 明治四十年  | 九六    | 六三六        | 五二一        | 八〇一   | 一五五四  |
| 明治四十一年 | 六四    | 四七九        | 四九一        | 六〇四   | 一六三八  |
| 合計     | 六七二   | 二、六八四      | 一九二        | 二、三六四 | 六、〇三〇 |
| 平均     | 九六    | 三八三        | 二七         | 一三一   | 五二二   |

即ち總數は三千六百四十八人で、これを百分比例に換算すると、

|            |      |
|------------|------|
| 十二歳未満      | 一八・四 |
| 十二歳以上十六歳未満 | 七三・六 |
| 十六歳以上二十歳未満 | 五・二  |
| 二十歳以上      | 二・七  |

總數に於て少年犯罪者の、年に増加する傾きのあるのは、甚だ憂ふべき現象である。

#### ○第五 先天性不良

不良少年の原因には、先天性不良即ち生まれながらの不良者のあることは、前に述べた如くである。

遺傳の學説及び其の事實に依ると、善良ならざる父母、又は其の祖先の惡癖が、其の子孫に傳つて、遺傳性の不良少年となることがある。例へば詐欺取財の父に、手癖の悪い子が生まれ、大酒家の子に、犯罪癖を有する者、若しくは發狂し易き者など多くあるが如きこれである。これに就て獨逸のネッケ氏は次の如き面白い例を示した。

それは強盜殺人犯の子で、年齢四歳の男兒であるが、前後二回他の小兒を水中に突き落し、同じ強盜殺人犯の子で、年齢五歳の兒童が、一小兒を水中に落して死に到らしめたことである。氏は此の二例を以て、犯罪素因の遺傳と言つた。

遺傳性の犯罪には、種々の例があるが、母は善良でも、其の父が不良である時は、其の子は不良となり、或ひは母親が不良であつても、父親が善良でない時は、善良ならざる子の生まるゝことがある。これに反して父の性質よりも、母の性質を多く遺傳することもある。

有名なるメンデル氏の遺傳説に依ると、両親の遺傳は、其の惡質を傳ふると同時に、善良なる性質をも、傳ふるのである。けれども規則として其の性質の優りたる方のみ現はれて、劣りたる方の性質は、潜伏して現はれないのは常である。例へば赤色の豌豆と、白色の豌豆とを、人工媒助法に受精せしむる時は、其の子豌豆は赤色の父豌豆に類似するが如きこれである。

此の場合に於て赤色と白色とは、孰れが優質で、孰れが劣質なるかといふことは、知ること能はざる如く、人の善良なる性質と、不良なる性質とも、遺傳上其の優劣を定むることは困難である。何故

といふて、同じ両親から生るゝ子でも、或る時は父に類似し、或る時は母に肖ることあるからである。けれども廣く實驗によつて見ると、父の性質は母の性質に勝つて現はるる場合が多い。即ち不良の父と、善良の母とよりは、多く惡性の子が生まるゝの類である。

右の法則に依ると、惡人の子は必ず惡人で、善人の子は必ず善人となるべき理であるけれども、時として反對なる事實の生ずることもある。例へば惡人の家に善良なる子が生まれ、善良なる家庭に盜癖ある子の生まることあるが如きこれである。遽かに考へて見ると、甚だ不思議なるが如くであるが、これは謂ゆる隔世遺傳 Atavismus の理に依つて、祖先の性質が偶々其の子孫に現はれたのである。諺に謂ふところの鬼の子(親に似ぬ子の意)は直接其の親には似ぬとしても、其の祖父母とが叔父母又は伯父母等の誰れにか似て居るのである。



人間の悪性が、先天的に傳はることの證據は、多くある。例へば幼児が他人の美しい玩具を見て、これを欲しくなつた時に、遺傳性のある者は私かに持つて歸へることあるが如きその一である。此の行爲は幼児が未だ人の物と自己の物とを、辨別する能力がないから、盗心にあらずといふ學者もあるけれども、該兒童が斯る物に限つて、これを隠匿する心のあるのは、自己の所有物の外の物を取るの、正しからざることと思ふが故である。此の現象は三四歳の兒童に於て見ることが出来る。

人間の祖先に果して、此の悪性があつたか何うかは、今日知ることを得ぬけれども、これを動物の性情から推して、盗心のあつたものなることが了知せらるゝ。されば人間の盗心は天性で、何人も多少此の性癖を有するけれども、唯だ善良なる人は、其の非を悟つて其の行爲を憎み、悪人はこれを敢てするとの差あるのみである。世に犯罪の

絶えないのは、全く此の理で

石川や濱の砂子は盡くるとも

世にぬすびこの種はつきまじ

この歌は體かに眞理である。犯罪を防遏するには、單に刑罰を嚴にするのみならず、惡質者の遺傳素因を絶つにあること、最も緊要である。

然らば如何にして惡質者の遺傳素因を斷絶すべきか其の方法は如何といふに、これは惡質者を去勢して、其の生殖機能を消滅するにある。これは最も必要なことであつて、米國のインダアナ、カリフォルニア其の他の州では、これを實地に應用して居る。これに就ては別に述べる意である。

犯罪の遺傳に就いては、犯罪家族といふのがあつた（これは本誌の第二百七十六號と二百七十七號にある）不良少年の原因には、先天に出づるものあることを忘れてはならぬ。けれども種子が不良でも、培養の宜しき場合には、或る程度まではこれを改良して、良結果を得ること難からざる如

く、先天に不良な人間も、教育、道德及び宗教の力で、これを改良することを得る見込みがある。けれども今日の様な教育の仕方では駄目である。

### ○第六 疾病と犯罪

遺傳は心性のみでなく、其の身體性をも等しく傳ふるものなることは、醫學上證するところである。人體の外部に現はるゝ特徴としては、身體性の遺傳は、著明なものはなく、心性では比較することの出来ない場合でも、身體性では其の肖似せる點を指摘することが容易である。或る家族にては容貌、體格のみならず、音聲、動作等に至るまで父に酷似せる男と、或る家族では同一事件の母に肖似せる女とある。

古昔は心性の遺傳を以て、單に父母の特別な精神状態から生ずるものと信じたけれども、其の後の研究に依つて、心性の遺傳は體質及び體格と大なる關係を有することを、知るに至つた。例へ

ば虚弱なる父の子は、等しく虚弱なると同時に、其の意志も薄弱なるが如きこれである。彼の低能兒の體格に、不完全なる點の多いのは、此の理で推知することが出来る。

それであるから、父母の或る疾病は、遺傳質となつて、子孫に現はれ、又或る畸形も遺傳して、其の子孫に現はるゝものと知るべきである。

不良少年に病的多く、身體及び精神共に常人と異なるところの多いのは、低能兒と同一である。

此れ等の病的異常には、後天的に來たるものもあるけれども、多くは先天性で、遺傳に基づけるものなることは、既に述べたところである。

そも／＼健全なる精神は、健全なる身體に宿るとは、千古の名言で、身體の不健全なる者に、健全なる精神の存することは、決して無い。稀れに或る疾病に依つては、身體の衰ふるに反比例して、神經の亢奮する結果、精神の鋭敏となるものなきにあらざれども、それは決して健全なる精神では

ないのである。例へば肺結核患者の如きこれで、此の種の者は、死ぬまで其の精神は明確である。けれども其の明確なりといふ精神は、意志の強固を意味するのではなくして、只だ神経の過敏となりたるに過ぎざることを知らなくてはならぬ。これを繰り返して言ふと、身體の衰弱するに従つて其の神経も衰弱し、其の結果物に感じ易くなつたもので、意志の強固とは、異なるのである。それで以て考ふると、不健全なる身體に、健全なる精神の宿るといふことは、醫學上證據のないことで、精神の強弱は、一に身體の強弱に關すること、動すべからざる所である。

疾病から精神病又は精神障礙を發することあるのは、其の例多くある。その一二を擧ぐると、胃病から精神障礙を惹き起し、心臟病も亦其の原因となること多い。腸胃扶斯、實扶的里亞等の如き急性傳染病も、精神障礙を誘ふこと珍らしくない。特に熱の激烈にして、腦の甚だしく侵害されたる

場合に多い。又結核及び微毒も、精神障礙の原因となること多く、微毒からは麻痺性痴呆と稱する症狀を發することが多くある。此の精神病は、微毒が腦を侵すに因つて生ずるもので、それが子孫に遺傳すると、其の子の發育を碍げて、生來の低能兒又は不良性とならしむるのである。

不良少年の悉くが、病的なりといふではなけれども、少なくとも其の過半は、病的なること諸學者の調査に依つて、明白となつた。此の疾病は主に精神病であつて、これに遺傳性酒狂、早發性癡呆、癲癇、歇私的里、白癡、痴愚、神經衰弱、變質等の種類がある。

メンケメルレル氏はヘルツエベルグに於いて、二百人の不良少年を調査して、其の結果を示した。左表はそれである。

人員  
三五  
三三

癲癇性の者

二七

歇私的里性の徴候を有する者

七

意志の薄弱なる者

六

パラノイア

五

癡愚してパラノイアなる者

二

異常なき者

八五

總計

二〇〇

即ち病的なる者は、總數の五七、五で、異常の無い者は四二、五である。けれども此の異常のない者も精細にこれを診査すると、尙多くの低落なる者があつて、眞に健全なる者は、極めて少數ならんと、メンケメルレル氏は言つた。

我が邦でも三宅博士等の浦和、熊谷特殊學校に於いて調査せられたる、八十八人の不良少年の中の精神に異常のない者は、僅に百分の一、二、五で、それすら完全でない者多きことを發見した。其病の異常の内譯を示すこと次の如くである。

精神狀態

人員

癡愚なる者

三五

魯鈍なる者

二二

氣質異常なる者

八

智力稍々劣等なる者

七

精神病なる者

二

健全なる者

二

遲鈍なる者

一

放逸なる者

一

總計

八八

右の外數多の例あるが、一々枚舉に遑ないから畧するが、これを要するに彼等の不良行爲は、病的性格に由來して常人と異なる點の多いのは、爭ふべからざる所である。不良少年を教化して、善良に導くことの困難なのは、此の一事でも明かである。

監獄衛生雜感

金澤 貧 樂 生

○ロータリー式穿井法 監獄内に水道を利用することは地形の關係上不能なること多く尙ほ井戸による地下水を使用するの便なるに如かざるなり然ども舊來の穿井法は不完全にして最も深き水脈に至らざるが爲めに穿井の無功に終はること多し近來亞米利加の「ロータリー」式穿鑿法は機械力により最深層に達し完全なる穿井を得るなり東京穿鑿會社は之を以て各所に穿鑿し居れり此式によることは二千尺以上三千尺を掘り得べく現に東京早稲田附近落合村に試掘せしものは深さ五百尺にして之に埋没せる鐵管は直徑十二吋半上部三百六十尺は普通の鐵管下部百四十尺に側孔を有するものなり此噴出孔に鐵管を接續すれば地上九十三尺の高さに達することを得ると云ふ其水量は一分時間約二十石にして十萬の人口に給することを得べしと遠山博士は實驗の結果細菌杯は水道の水より遙に少なきことを認め居れり

○監獄熱又飢饉熱と云ふものは即ち現今流行せる

發疹チブスの別名なり往時監獄を襲ひしことありて爲めに悲惨の狀態に陥りしことありと云ふ又た戰時凶年に流行せしことあり本病は貧民勞働者を襲ふこと多し今回東京に流行せる本病は明治三十四年以來山形縣莊内地方に流行せし發疹性熱病なる者より輸入したる者ならんかと云ふ又た北海道滿洲等より來りしならん歟疑問中にありて徑路判明せず監獄を侵襲するときは危険なるを以て此際注意を要す

○電氣を應用して殺人罪を犯し病毒を盜賊用に使ふ今又た藥物を解するもの、麻酔劑を使用して賊を働くものあり危険なりと云ふべし然ども昔時歐人の亞米利加に至るや土人を征服するに天然痘患者の纏ひし衣類を放棄し土人をして之を拾はしめ多くの天然痘患者を土人に發生せしめしことあり天然痘毒を兵力に代へたるものと云ふべし近くは臺灣に於て果實に毒物を注射し内地人の生命を奪はんと謀れり未來如何なる科學を應用して犯罪を

企つるやも知る可からず

○教育者の性慾犯 犯罪の統計に徴すると性慾犯は最も獨身者に多いのである併し身教育の重任にある學校教師にして性慾關係の爲に一身を誤るものが多いとは意外千萬の感がするであらう而して其犯罪者の多くは獨身の教員に多いので最近の調査に係る百八十六名の懲戒免職又は免許狀褫奪と云ふ様な汚名を被つたもの、内百三十餘名といふものは實に左の如き科名である。

- 一 醜業婦との關係
- 二 兒童と通ず
- 三 登樓頻繁
- 四 女子に戯る
- 五 姦通
- 六 私通
- 七 重婚
- 八 女使丁との關係
- 九 女教員住宅侵入
- 十 教員相互の醜聞

嗚呼教員の獨身者は一の問題である夫婦たらざれば教員たるの資格が無いとの持論も強ち理のないことではないのである兎角文明の裏面には醜態が多いので獨り西洋の基督教徒のみではないのであ

る。

○放浪者と其原因及び救助 放浪者の數を定むることは困難であるが *W. B. 氏* は伯林の宿泊所には毎年百萬以上の放浪者が集まると稱して居る其の害毒は放浪者自身の努力を費さざるのみならず他の者を誘惑するにある其の中には竊盜、乞食等種々なるものがある警察衛生より見ても非常に危険なるものがある放浪の原因は種々である低能者の際には意思薄弱にして働くことを好まざるものである早發癡呆者に於ては追迹忘想者ある精神病的人格のものは輕浮なる變り易き性質と被影響性の高まれることより起る癲癇者は殊に不機嫌より放浪するものである斯く種々なる原因があるに拘はらず「ザイグ」氏は放浪者に特有なる定型のあることを信じて居る其れは同じ様な生活、害毒等より生ずるもので其多くは同じ様な徑路をとるものである例へば在來の社會組織に嫌焉たらざること同胞の權利を無視すること、秩序ある家族に不満



足なること、共產思想より起るものである、犯罪者と放浪者との間には劃然たる境界を認め得ることは多くの學者の説と一致するところである、ウルフエンと反對に―最も面白いのは放浪者には子供の少なきことであるウイلمانズは五十二人の放浪者に於て僅に二人の生存せるものを發見した放浪者の救助は非常に困難である第一に授産場が必要である規律ある青年の管督並に其の教化教育に次で Bodschwingh の考案がある其れは凡ての大きな市町村組合や貧民救護團が放浪者に職業を與ふる勞作場を設け誰でも自由に保護せられながら働き得る様な法を採るのである勞作を拒むものには法律の制裁を與ふるが制裁は已を得ざる場合に適用すべきものである此を千二百人に試みたるに働くことを拒んだものが僅に一二人であつた尙ほ累犯者をも將來勞作場に收容せざるべからざるものである其内でも亦強請的に勞作にて區分する必要もある婦女は働けぬものが約一〇%あるが勞

作場にては最早之を認むるに至つた尙ほ其處の醫者は精神病學の素養を要するものである尙ほ放浪者の一部は中酒者治療病院に收容すべきものである作業に對する習慣を養ひ自由に愉快に働らかすことが必要である。

○同性間性慾は古も今も尙ほ依然として行はれありと雖多くは異性との情交を禁せられたる場合男女關係の缺亡したるもの等に盛に行はる故に長期刑を容る、監獄の如き其弊著しきを認むべし小亞細亞、亞刺比亞、波斯、阿弗加斯坦の如きは世界に於ける男色の流行地にして亞刺比亞はこれに關する刑法ありと云ふ印度に於ては釋迦の時代より行はれ現今ラホール、デルヒ、クラノー等に隆盛なり北米の慾童、朝鮮の屍童等皆男色にして文明國に多きのみならず未開野蠻の國にも少なからざるなり在監者の間にも之が爲に犯則を敢てし甚しきは及傷事件を惹起することありとす。

○監獄衛生の目的とする所は在監者をして行刑上

の目的を損せざる限り健康を害すべき諸般の事項を避け彼等の身體をして抵抗力を強からしめ外來の侵襲に耐る得る様に努むるにあり衛生上の進歩は以て病死者を減じ健康を増進し平均生命を延長するにあり之を以て殖産工業を盛んならしめ富強の基を爲すべし衛生と經濟とは親密なる關係ある者にして衛生普及すれば經濟上の利益之に伴ふ監獄に於ても生産的の事業行はるゝを以て病者を減じ健康を増進し以て收得を増すべし監獄に於て得る所の統計及び衛生上の關係は之を自由良民の參考に供すべく即ち市町村又は府縣一國の衛生と經濟とを考究するの好材料とすべし病死者の統計は自由良民に近づかしむるの必要ありと信ず然ども全く差なきに至らしむることは至難なり又平均生活年齢を調査するは其方法甚だ複雑にして殊に全生活間監獄生活をなすものに非ざれば之を研究の材料とすること能はず然ども長刑期の受刑者を收容する監獄にありては在監中死亡するものあり又

た出監後死に至る迄の狀況を知悉することを得れば良民生活と監獄生活を斟酌して囚徒の平均生命を推測すること能はざるに非ざるべし日本人は平均生命三十八歳にして英國人は五十歳なり之れ衛生普及の未だ全からざるによるものとす疾病休業に要する程度の病人は死亡者一人に付三十四人なりとす其疾病休業者の平均罹病日數は大凡十八日半なり衛生の要求をして完全に實行せしむれば理論上病人は其跡を絶つに至るべしと雖實際に於ては之を望むは不可能なり何となれば

一、衛生學は未だ完全に發達せず  
二、已知の衛生法と雖種々なる事情の爲めに之を實行すること能はず  
三、經濟の許さるることあり

故に今日は出來得る限りに於て健康を障害する原因を除却し事情及び經濟の許す範圍内に於て衛生の應用を計るにあるのみ幸に我國に於ては死亡者よりも生産者多く吾人の健康は種々の統計によ

りて明にすることを得べし普通は死亡と出産とを比較すと雖在監人にありては死亡の多少を見るに過ぎず在監人の死亡率は近年非常に減少せり死亡者の尤多きは生後より満一歳迄なり夫より年齢を加ふるに従つて減少し最少は十歳乃至十五歳の間とす之より年を加ふるに従つて増加すオーグル氏によれば職業により死亡に差あること左の如し。

僧侶 八、六% 商人 一三、五七%  
醫士 一七、三% 坑夫 二八、四五%

監獄生活 四〇、七%

明治二十八年乃至三十三年頃は在監人の死亡四〇%なりしも近來は十人内外となれり(獨乙内務省懲役監〇、七五%司法省監獄〇、〇四%)日本は近來人口の増加著しく年々大凡五十萬人を加ふるに至る故に之を一平方哩に割當て、各國と比較するときは左の如し

日本 三三八 英吉利 三五  
露西亞 一九 合衆國 三二

佛蘭西 二三 獨乙 三〇七  
伊太利 二九五

富の力を比較すれば一人前  
合衆國 二、五二〇 露西亞 六六〇  
伊太利 一、二〇〇 英吉利 二、九六四  
日本 五〇〇 佛蘭西 一、一八八  
獨乙 一九、二八〇

國債を見れば人口一人に付

佛蘭西 一三二 露西亞 六二  
伊太利 一五六 英吉利 二四  
獨乙 三五 合衆國 五六  
日本 九二

一般衛生の進歩は之等の影響を受けること大なるべしと信するを以て參考に供せり

受刑者が自由を剝奪せられ精神を抑壓せられ衛生上の大なる損害を被ふり居ることは刑の執行上已むを得ざることなりと雖古來彼等の處遇に付ては或は寛に流れ嚴に失したるが如きことあるは歐

米も日本も亦た免かれざる所にして之を監獄の歴史に徴して明なりとす近來食料の如き其品位を下降せることは勢の免かる可からざる所なるを以て之を如何とすること能はずと雖苟も材料を撰擇し炊爨調理用意しきを得れば彼等の保健上全きを得る者とす若し材料に於て缺くる所多く調理に於て注意足らずんば其影響する所至大なるものあるべし近來各健康診断時に於て體量を調査する所の成績によれば常に減少の傾向を見る殊に社會良民の平均體重と比較するときは各年齢に於て一貫微弱の差あるを見るに至りては大に考ふる所なかるべからず頃日帝大石原學士は工場衛生を調査して實に悲惨なる報告を提供せり某工場の如きは表面上形式の上には衛生の設備あるが如くなるも實は職工を募る手段にして勞働と營養と伴はざるのみならず一般衛生施行に缺くる所あるを以て年數を重ぬるに従つて體格を不良ならしめ體重を減じ病者死者を出すこと多く長年勤續すれば入場時よ

り比較して體重を全減する姿なりと云ふ故に七百の職工を使用する工場は年々七百を募入せざれば現場を維持すること能はずと悲惨なり亦た甚しと云ふべし獨乙の監獄にありては食物の調理に付四の原則を定め居れり左の如し

- 一、食物は滋養分に富むこと
- 二、原料の廉價なること
- 三、甘く食せしむる様工夫すること
- 四、清潔に取扱ふべきこと

尙ほ炊場に食品分析表を具付あり之と比較して過不足なき様に注意し居れり其費用は内務省所管の監獄にありては懲役監と禁錮監とを通じて一日の食費十九錢二厘又た司法省所管の監獄では十五錢三厘六毛なり之を同地方勞働者のものに比較すれば先づ二十八錢八厘より三十五錢餘なりと云ふ然ども實驗に於ては監獄の食より劣ること數等なりとす假令主として馬苔薯、豚の腸、詰、位なればなり(耶蘇教の三大節國王の誕生日牛肉、豚肉二



保護

●長崎縣下に於ける保護事業の一斑

第一概説

百五十瓦を興ふ又た珈琲は常に興へ居れり）社會良民以上のものを食せしむる必要なしと雖在監人も人間なり人間の食ふ丈の物は食せしむるを要す人間の保健上必要な程度に於て食料を給すべし之れ人道に當然の要求にして行刑の趣旨より論ずるも至當なりとす如何となれば現代監獄行刑の目的とする所は徒に受刑者を苦役するに非ずして彼等を秩序ある生活に馴れしめ出獄後正業に就て立身せしめ將來の良民とならしめんとするにあればなり此目的を達せんには第一に彼等の健康を保全せしむるの必要ありとす之を顧みざるときは彼等は社會に於て角逐競争すること能はざるべし然ば再び監獄の人となるに至らん若し野蠻時代の復讐主義に出るときは大なる間違となるを以て絶えず衛生と糧食の改良に熱心し社會上流の人も之を認めて以て監獄衛生及び建築の爲めには費用の支出を惜しまずと云ふことは獨乙の誇りとする所なり之を我國今日の食料に比較するときは果して如何敢て多言を費さるべし

當縣下に於ける出獄人保護會は本監所在地に長崎縣佛教聯合保護會本部在り片淵分監所在地には長崎啓成會及長崎縣佛教聯合保護會長崎支部あり島原分監所在地には南高保護會嚴原分監所在地には對馬各宗崇興會慈濟部の各機關あり今茲に假に之を四大機關と特稱することとなす所以は次に記載の諸々の小機關あればなり即ち前記長崎縣佛教聯合保護會を組織せる縣下各宗寺院其の檀信徒の出獄者を主として郷黨保護を目的となす左記保護會なるものあり蓋し此の小機關が當縣下の保護事業の骨子 根底 基礎を成すものなり換言せ

保

ば這個保護會の精神氣魄が漸次保護思想を誘導し喚起せしものなり否な將來益誘導喚起せざるべからざる責任を有し右小機關取も直さず大機關なりと謂ふことを得べし

護

| 名          | 稱          | 創設年月日      | 事務所            | 代表者  | 氏名   | 備考 |
|------------|------------|------------|----------------|------|------|----|
| 長崎縣佛教聯合保護會 | 長崎縣佛教聯合保護會 | 大正元年十月十八日  | 長崎縣長崎市岩戸郷聖無動寺内 | 委員長  | 服部賢達 |    |
| 長崎縣下眞宗     | 長崎縣下眞宗     | 大正元年十月三日   | 同縣西彼杵郡小倉村丁願寺内  | 長    | 加藤龍雄 |    |
| 長崎縣北高來     | 長崎縣北高來     | 大正元年九月九日   | 同縣高來郡陣早町正源寺内   | 野口   | 専心   |    |
| 長崎縣本派保     | 長崎縣本派保     | 大正元年九月九日   | 同縣同郡湯江村光宗寺内    | 楠原   | 方津   |    |
| 長崎縣北松浦     | 長崎縣北松浦     | 大正元年十二月十九日 | 同縣北松浦郡生月村法善寺内  | 近藤   | 一雄   |    |
| 長崎縣南松浦     | 長崎縣南松浦     | 大正元年十月七日   | 同縣南松浦郡玉ノ浦村西方寺内 | 入江   | 義文   |    |
| 長崎縣南松浦     | 長崎縣南松浦     | 大正元年十月七日   | 同縣南松浦郡桶屋町光永寺内  | 第一組長 | 正木新  |    |

|        |        |            |                |      |       |
|--------|--------|------------|----------------|------|-------|
| 長崎縣下眞宗 | 長崎縣下眞宗 | 大正元年十月十八日  | 同縣西彼杵郡三重村正林寺内  | 第二組長 | 松林寅成  |
| 長崎縣曹洞宗 | 長崎縣曹洞宗 | 大正元年十月三日   | 同縣東彼杵郡大村正法寺内   | 第三組長 | 長野道平  |
| 長崎縣曹洞宗 | 長崎縣曹洞宗 | 大正元年十月三日   | 同縣東彼杵郡深堀村菩提寺内  | 第四組長 | 佐々木斷情 |
| 長崎縣下眞宗 | 長崎縣下眞宗 | 大正元年十月三日   | 同縣南松浦郡江村觀音寺内   | 第五組長 | 幹拍天   |
| 長崎縣下眞宗 | 長崎縣下眞宗 | 大正元年十月二十四日 | 同縣東彼杵郡大村本經寺内   | 司    | 濱井日成  |
| 長崎縣北高來 | 長崎縣北高來 | 大正元年十二月十六日 | 同縣北松浦郡南次村同樂院寺内 | 長    | 花田忍龍  |
| 長崎縣北高來 | 長崎縣北高來 | 大正二年一月二十七日 | 同縣北高來郡早村天祐寺内   | 曹洞宗  | 高島漸海  |
| 長崎縣南松浦 | 長崎縣南松浦 | 大正元年十月廿七日  | 同縣南松浦郡伊藤村光明寺内  | 島原北組 | 門慈慈   |
| 長崎縣南松浦 | 長崎縣南松浦 | 大正元年十月廿七日  | 同縣南松浦郡馬村常光寺内   | 同西組  | 長關城鶴明 |
| 長崎縣南松浦 | 長崎縣南松浦 | 大正元年十月廿七日  | 同縣南松浦郡同縣同郡堂崎寺内 | 同南組  | 長寛村龍洲 |





り支辨せるが茲に特筆すべきは長崎控訴院長同檢事長同地方裁判所長同檢事正其他の判檢事より五十錢乃至三十錢宛を而かも毎月醸出せられ同會の爲め斯業の爲め援助を與へらるること即ち之なり基礎愈鞏固となり同會の前途祝福すべきを信ず備考本會規則は茲に掲載を省畧す

#### 第四 長崎縣佛教聯合保護會長崎支部

這個支部は聯合保護會則第四條に基き他の市郡に率先し本年二月設立を見たるものにして事務所を長崎市寺町曹洞宗暗臺寺に置き同寺住職蘇玉仙君其支部長たり同市は縣下の首都なる丈け夫れ丈け斯業も亦完備し最早外形の點に於て殆んど理想の域に達せりと謂ふべし只此上は外形に相勝る眞の保護事業の模範的實績を擧ぐるに努力せられむことを望むや切なり支部の規則は十三條より成るも這回は報道を省畧し他日に譲ることとす

#### 第五 南高保護會

南高保護會の前身は島原悲田院と稱し大正元年

十二月設立せり當時島原半島の中樞たる島原町湊町及島原村の三箇町村の各宗寺院協力して島原分監より出獄する者及同分監に於ける乳兒にして引取人なき者を引受け保護すべく範圍を此部分に局限せしも是亦當初局限の範圍にては時勢之を許さず同郡内一圓の各宗寺院合同して經營を爲すことに發展茲に南高保護會と改稱す保護の範圍は上記悲田院時代に定めしものに加ふるに半島全部に出獄歸住する總ての者に及ぶべく擴張せり會場は島原村光傳寺内に之を置き曹洞宗天野碧翁君其の會長たり會員諸君の熱誠の結果日を逐ふて基礎鞏固となり全郡に涉り斯業に關する觀念充溢前途多幸多福なりと認む會則は十九條より成れり但し同郡寺院の總數は六十餘箇寺なり(會則は畧す)

#### 第六 對馬各宗崇興會慈濟部

對馬は狹長なる孤島にして南北十七里餘東西最も廣き部分に於て僅に四里面積四十四方里なりと

## 保

云ふ長崎を距る百六哩朝鮮釜山を距る僅かに六十八哩なり戸數八千有餘人口五萬餘一箇年の犯罪者大凡百名乃至百五六十名之に加ふるに他地方より出獄歸住するものあり比較的再犯者多き地方なり大正元年十二月時勢の要求に應じ全島各宗寺院より成れる保護會を設立せしもの即ち對馬各宗崇興會慈濟部之なり今島に於ける寺院の總數三十餘箇寺殆んど曹洞宗とす保護會は島の首府たる藤原町の一寺院を以て之に充て會長は曹洞宗の平山讓光君にして會則十一箇條より成る他日報道の時期あるべし

### 千葉縣歸性會協議會と保護

#### 成績

千葉縣出獄人保護機關たる社團法人組織の千葉縣歸性會は六月二十三日午後三時半より千葉地方

裁判所會議室に於て理事評議員其他の協議會を開けり出席者は約七十名副會長田中檢事正會長席に著き免囚保護の必要に付續々述べたる上諸般の打合を爲し出席者の質問に對しては事務理事たる屋山典獄一々答ふる所あり結局目下缺員中の會長には佐柳知事を囑託し理事二名の缺員には佐藤内務部長、大海原警察部長を推薦する事に内定し尙は今後會の擴張を圖り各郡に於ける保護會と聯絡して支部を置き各郡長に支部長を囑託して保護の目的を完全に貫徹せしめんことを期す可しと云ふ因に大正二年度及び三年度上半年間に於ける歸性會の出獄人保護事業成績左の如し

- |           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| 一、前年より越人員 | 男十一人  | 女一人 |
| 一、新保護人員   | 男二十九人 | 女九人 |

内

職業の紹介を爲したる者

男十一人 女三人

## 護

宿泊保護を與へたる者男十八人 女六人  
保護を解除したる者 男三十三人 女十人

保護の必要なきに至りたる者

男二人

女一人

親族故舊等へ引渡したる者

男二十七人

女七人

退會を命じたる者

男一人

無斷退會したる者

人

女二人

本年内の保護延人員三千七十三人（一日平均八人四分一厘強）

大正三年自一月一日至六月二十日保護成績

一、前年より越人員

男七人

## 一、新保護人員

男九人

女二

内

職業の紹介を爲したる者

したる爲め一時に多額の費用を要したるに一面寄附金募集に付ては諸般の事業緊縮に伴ひ一般商況不振等の影響を受け豫定の淨財を得ざるが爲め遂に負債の止なきに至り目下根本的整理中とも云ふへき實況にして此外博愛職工學會なるものありたるも過般北海道へ移轉するに至れり然るに明治天皇御大喪以來府下各宗僧侶及一般有志家の奮起と爲り茲に新方面に於て保護事業の健全なる發展を見るに至り何れも基礎鞏固にして益々社會の信頼を得つゝあるは洵に斯道の爲め喜ぶべき現象なりと謂ふを得べく今其概況を擧ぐれば

大阪市に於ては大阪佛教和衷會あり大正元年十二月の創立にして大阪市内佛教各宗合同の下に組織せられたるものにして四天王寺住職吉田大僧正會長となり藤井信悟師之が理事たり而して當初は専ら間接保護のみを爲して徐ろに保護の實驗を爲し客年五月堀川監獄の廢止と共に同監獄職員の經營せし女囚保護會は其管理者を失ひたるを以て之を

男七人  
宿泊保護を與へたる者 男二人 女二人  
一、保護を解除したる者

### 一、現在被保護者

男六人

(內收容四人)

間接二人)

# 大阪府下保護事業概況

當地方に於ける免因保護事業の概況に就き團體創立の順序に依り之を記述せんに古き部に於ては唯だ一の安德會あるのみなり同會は明治四十二年の創立にして個人の經營に屬し漸次發展し明治天皇御大喪儀にあたり恩赦令の發布に依り多數の恩典出獄者あるや之が保護に盡瘁し功績の見るべきもの少なからざりしが當時將來の發展を豫期し一時に數棟の工場を建設する等保護場の擴張を爲

[illegible]



| 時 保 護  |         |      |      |               |         |      |        |         |      |
|--------|---------|------|------|---------------|---------|------|--------|---------|------|
| 出監時保護迎 | 出監ノ際一時宿 | 泊品給與 | 職業紹介 | 乗車又ハ乗船保護者ノ許迄同 | 保護者ノ許迄同 | 家庭訪問 | 出監時保護迎 | 出監ノ際一時宿 | 泊品給與 |
| 二五     | 二二      | 二六   | 二五   | 一〇            | 二       | 二二   | 二五     | 二二      | 二六   |
| 二九     | 二六      | 一〇   | 二二   | 一〇            | 二       | 二二   | 二九     | 二六      | 一〇   |
| 一四     | 一五      | 一六   | 三九   | 三七            | 一〇      | 二二   | 一四     | 一五      | 一六   |
| 一八     | 二二      | 二二   | 四三   | 四四            | 一一      | 二二   | 一八     | 二二      | 二二   |

## 保護を解きし人員

| 其種別           | 人員          |
|---------------|-------------|
| 保護ノ必要ナキニ至リシモノ | 男 三二<br>女 三 |
| 親族ヘ引渡         | 三九          |
| 他人ヘ引渡         | 二〇          |
| 他ノ保護實ヘ引渡      | 三〇          |
| 送亡            | 三八          |

爲し經費は保護獎勵費の外は總て會長の自辨する所にして最も熱心に從事し居れり其他中河内郡に各宗寺院住職並に有志者を以て組織する佛教端德會及泉南郡淨土宗大阪教區布教團布教分隊の事業として組織せられたる淨土宗興德會なるものあり其に向看會と同一の事業（婦女收容を除く）に従事し若々成績を擧げつゝあり

## 福井縣下保護事業概況

福井縣福田會は明治四十三年五月の創設に係る元南越福田會の事業を繼承したるものにして元來同會は縣下眞宗本派に屬する寺院の經營にして萎靡振はざりしが大正元年恩敕令御發布に當り大に事業擴張を要する時機に際し偶他の各宗同盟會に於ても慈悲共濟會なる名稱の下に別に斯事業を開始せんと企圖せしが本事業の如きは成るべく箇々

堺市に於ては堺免囚保護會あり大正元年九月の創立にして主として大阪監獄堺分監出獄者並に他監出獄者にして同市歸住者に對し職業の紹介、一時宿泊、家庭訪問等を爲し會員の出資有志者の寄附等に依り維持し保護獎勵費の交付を受け居るものにして土地の關係上保護人員は格別多からざるも事業確實にして成績の見るべきものあり會長は現任堺市長にして同地方の主なる有力者は多く之を贊助し直接間接に事業に援助を與へ居れり

郡部に於ては府下北河内郡に佛教向看會あり大正二年十月同郡淨土、眞言、日蓮三宗の寺院協同して組織せるものにして會長岡田成立氏は同郡稱念寺住職にして曩に個人として保護事業を經營し更に各宗に交渉して本會を見るに至りたるものにして自坊を保護場に充て前記和衷會と聯絡を取り専ら婦女を收容し護謨玩具の製造に從事せしめ一面郡内一般の出獄者及び入監中の者の家庭を訪問し是等の者に對し慰安、職業紹介等適當の保護を

分立せず各宗協同一致其衝に當らば所期の目的を貫徹するに捷徑ならんとの趣旨を以て當時の典獄並に福井地方裁判所檢事正等相謀り之れが合同を勸告し遂に大正二年一月合同の議成立し名稱を福井縣福田會と變更し全然從來の組織を改め即ち本部を福井市に置き縣下各便宜の地に支部十五ヶ所出張所一ヶ所を設け（管轄區域は別紙一覽表の如し）本部に於ては直接保護並に本部直轄區域内に居住する出獄者の間接保護事務を取り支部所轄内に歸住する出獄者あるときは本部に於て豫め身上關係を調査し保護名簿を作成し行狀調査報告用紙並に報告心得（別紙添付の如し）を添へ支部に移牒し支部に於ては保護通知用紙に記載し前記本部より回付せる報告用紙及び報告心得と共に部内寺院住職に交付し保護の任に當らしめ本部は常に支部と聯絡を計り其成績に付専ら監督注意を拂ふ組織にして之れが保護人員は別表の如く客年中直接保

福田會管轄區域一覽表

| 福田會管轄區域一覽表 |                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 部屬管轄       | 區域                                                                                 |
| 本部直轄       | <p>福井市 一圓</p> <p>足羽郡 一圓</p> <p>吉田郡 西森島、中藤島、東藤島、圓山西、圓山東<br/> <small>陣保</small></p>  |
| 松岡支部       | <p>吉田郡 松岡、吉野、五領ヶ島、志比谷、下志比、<br/> 淨法寺、上志比</p>                                        |
| 丸岡支部       | <p>吉田郡 河合、森田</p> <p>坂井郡 丸岡、高嶺、竹田、平江、東十郷、長畝、鳴<br/> <small>鹿、磯部、春江、銀岳</small></p>    |
| 三國支部       | <p>坂井郡 三國町、雄島、加戸、芦原、北潟、吉崎、細<br/> 呂木、伊井、金津町、兵庫、大石、大關、本<br/> <small>莊、水部</small></p> |
| 川西支部       | <p>坂井郡 新保、濱西郷、鴫、大安寺、本郷、栗、鷺栗</p> <p>丹生郡 國見</p>                                      |

|                  |       |     |     |     |       |        |
|------------------|-------|-----|-----|-----|-------|--------|
| 者<br>其他家二寄<br>食者 | 五〇一九  | 三   | 一一  | 五   | 六四    | 八、一八〇  |
| 合 計              | 一四九六六 | 五 六 | 一一二 | 二一五 | 二〇〇三五 | 九七、〇〇〇 |

護したる者七名間接保護したる者百五十四名本年一月より五月までに直接保護したる者四名間接保護したる者六十六名にして其成績は大に見るべきものあり而して本部の役員を擧ぐれば總裁に福井縣知事會長に福井地方裁判所檢事正名譽顧問に縣下各宗派の管長を推薦し顧問に警察部長市長福井警察署長足羽吉田兩郡長並に重なる寺院住職を擧げ其他各寺派より寺院の數に應じ評議員を囑託し毎年一回評議員會を開き豫算決算其他重要な事項を議決せしめ尙ほ會長の諮問機關として常議員數名を置き保護並に一般事務に付ては理事長（分監長）理事數名をして之を分擔せしめ又支部役員としては其地方の寺院中より支部長及地方委員數名を置き且つ郡長警察署長並に支部所在地の町村長に支部顧問を囑託し而して本支部事務の聯絡及び處理上の統一を期する爲め處務內規を規定したり又本會の經費は縣下各宗寺院千六百ヶ寺より一ヶ寺五十錢づゝの年釀金並に司法省より交付の整

勵金を以て維持しつゝあるも將來事業の發展と基礎の鞏固を期せんが爲め目下鋭意基本金募集計畫中に屬せり如上本會事業の發展を見るに至りしは會長の熱心盡力に依るものにして尙ほ目下會長に於ては機會に逢着する毎に公共團體又は一般の人々に對し保護思想の普及並に事務の援助を勸誘しつゝあるを以て將來基本金の募集等に付ても案外好結果を得るならんと思料せり

大正三年自一月至五月保護人員

[illegible]

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 大野支部  | 大野郡<br>大野町、小山、乾側、下庄、羽生、上疎見、野見、上庄、面谷、右藏、白五個、坂谷、富田、芦見、上穴馬、下穴馬 |
| 勝山支部  | 大野郡<br>勝山町、平泉寺、野向、北郷、鹿谷、遲羽猪野瀬、村岡、北谷、虎土                      |
| 鯖江支部  | 今立郡<br>國高、新羅江、北日野                                           |
| 栗田支部  | 今立郡<br>栗田部、味真野、北新庄、南中山、岡本、上池田、下池田、服間、河和田                    |
| 西田中支部 | 丹生郡<br>朝日、吉川、立待、豐糸生、志津、三方、天津、西安居、内羽坂、安田、末、常磐、野須尾寺、太谷、蟬口     |
| 出張所   | 越廼、殿下、下岬、西安居、内(下一光)                                         |
| 織田支部  | 丹生郡<br>織田、萩野、四ヶ浦、城崎、宮崎、内(松津、小曾厚)、常磐、内(上月)                   |
| 武生支部  | 南條郡一圓<br>丹生郡<br>吉野、大虫、白山                                    |
| 敦賀支部  | 敦賀郡一圓                                                       |
| 三方支部  | 三方郡一圓                                                       |

|         |           |
|---------|-----------|
| 小 濱 支 部 | 遠 敷 郡 一 圓 |
| 高 濱 支 部 | 大 飯 郡 一 圓 |



## 通 信

### ○少年受刑者の一日一善

小田原分監報告

少年受刑者に道徳的知識はないかと思ふに一般普通の少年に比し格別の差はあると思はれず殊に修身處世の心得等に至りては普通人も及び難い程多く聞き且つ多く知り居るものは尠くない誠に當分監に於て少年受刑者に對し修身處世に關する格言俚諺和歌等を時間を限定して記述せしめたるに其多きものは正確なるものゝみにて六十九個の多きを記憶せる者あるには驚くばかりでありませ之れ單に記憶せるに止まり其實行に至りましては之亦驚くばかり行はれてゐるのであります

言行一致は普通人すら至難とする處であります況んや惡習慣の浸潤せる少年の輩は今日知り得たることを實行して養良なる習慣に就くことは容易のことではありません之を以て我々は如何にして善行を勤め養良なる習慣を養得るかは常に苦心する所でありませ

偶々本年 春典の注意により 山本瀧藏氏著 一日一善なる書籍を少年受刑者に閱讀せしむることゝ爲り之れと同時に彼等にも一日一善を實行することを勤め今日迄に繼續しつゝあるに何れも興味

を以て其日／＼の一善は日記帳に記載してあります尤も一定の規律の下に毎日單純同一なる動作を繰返へせる受刑者のことなれば社會に於ける普通人の如き著しきことは出来ませんが毎日一善をなさんとする心懸けにても彼等の道徳思想を養成する上には多大なる利益あることと思はれます況んや一日一善は大善をなすの趣旨にはあらずして最も卑近なる實行を積まんことを目的とするものにして彼の中江藤樹先生が「日々善なれば日々惡退くべし是れ陽長するときは陰消する理なり久しくして意らずんば善人となるべし」と教えられたるに譬みても此方法は彼等少年を指導して其習慣を養くる上に於て最も適切なるべきを信するのてあります

試みに五月中の日記帳より彼等の一日一善を抜萃して假りに之を一人の分とし彼等の一善は如何なる程度のものなるかを調査せしに次の如きものを得ました處遇上亦一資料たるを得ば幸であります

五月中一日一善

- 一日 監房にて話をしやうと思ふたが今日の分監長殿のお話を思ひだして口まで出たのをこらひました
- 二日 工場で裁縫中系がもつて切らうかと思ふたが之も一善だと思ふて切らずにさいて使つた
- 三日 浴場で湯を濯山つかへば後の人は困ると思ふて少し使つた
- 四日 他の人はいやなことを言ひましたがだまつて居ました之も一善と思ひます

- 五日 學校の歸りに前に行く人の服に麻くすが付ていたから取つて上げた
- 六日 筆入が下に置いてあつたので踏んでほならないと思ふて机の上のせて置きました
- 七日 蠅は害虫なり一正殺して置きました
- 八日 掃除するついでに他人の所まで掃てあげました
- 九日 手拭を忘れて行く人がありましたから教へてあげました
- 十日 蜘蛛を一正助けたので今日も亦一善が出来た
- 十一日 小さな人が股引が取れぬので困て居たのを取て上げました
- 十二日 晝の休みのとき石のころがつてあるのを直して置きました
- 十三日 外の者に暗唾を賣りましたがこれも一善と思ふたからだまつて居ました
- 十四日 行進中前の人を手拭を落したので拾つて上げました
- 十五日 まつこの上の石がころがつてあつたから直して置きました
- 十六日 浴場で服が落ちて居たのを叮嚀に上げて置きました
- 十七日 工場の便所に痰が付てあつたから手洗水で流して來ました
- 十八日 鶴鶴が子を可愛がるのを見て親の恩を報えやうと思ひました



十九日 今日も一善をしようと思ふて居たら蒲團が乾いてあつたのが落ちて居たから拾ひ上げて置きました。

二十日 痛む耳に他の人が觸れたので腹立つたが堪忍しました。

二十一日 自分の同情心の少ないのを反省しまして同情のある人になるやうに思ひました。

二十二日 糸くすの中からお使いそうな長い糸を擇り出して使ひました。

二十三日 病室の前は殊に静に歩んで通りました。

二十四日 通道の下駄箱の蓋があいて見苦しいからしめて置きました。

二十六日 本をまくつて置かを見ましたから忠告しました。

二十七日 房内の呑湯がすくなかつたので控へめに呑んで居ました。

二十八日 學校で草紙を机の上に忘れて置てあるから机の中に入れて置きました。

二十九日 澤山の蟻が居ましたから踏まぬ様に歩きました。

三十日 一番後だから浴槽の栓をぬきかき廻して出ました。

三十一日 汁に蠅が這入つて居たが、食事が終るまで黙つて居ました。

### ●鳥取分監通信

當分監に於ては今回男受刑者浴場を改修し其中に長方形の浴槽貳

個を備へて第一浴槽第二浴槽とし其中間を洗濯場と充て第二浴槽

に次で洗面臺を設け入口に沿つて廊下を下駄棚を置き入口より正面の一方に脱衣場並に被服棚を取附け炊事場より蒸氣を引きて湯を沸かししむることゝ爲せしに從來の浴場よりは大大に燃料を減少せしのみならず取扱上甚だ便宜を得たり今其取扱の方法を詳言すれば

一、入浴者は十人を以て一組とし浴場前に五組以上を待合せしむることとし各組は一列横隊に整列右翼より順次番號を稱へしめ且つ各自の番號は特に記憶すべき旨の注意を與へ置くこと尙受持看守は順次前列者に左の簡略を指示す、下駄置場、衣類置場、脱衣及着衣の位置

二、衣類棚及び下駄棚は中央境界線(黒塗線)の左右に十八分宛三階段に設けありて衣類棚と下駄棚の位置とは常に相伴はしむ、例令は下駄棚右段に下駄を置きたる組の衣類は衣類棚右段に置かしむるものとす其順位は左の如し

| 衣類棚 |  |   |   |  |  |
|-----|--|---|---|--|--|
|     |  | 2 | 1 |  |  |
|     |  | 4 | 3 |  |  |
|     |  | 6 | 5 |  |  |

| 下駄棚 |   |
|-----|---|
| 2   | 1 |
| 4   | 3 |
| 6   | 5 |

三、入浴動作は左の五動作に區分し一號鈴毎に同時に各動作を行

はしむること

1 衣類の着脱及び入出場

入場者は下駄棚に下駄を置き直に相當する衣類棚の前に進み衣類棚前座板に記しある番號の後に位置して脱衣し各自番號に相當する棚に衣類を納め置かしむ。脱衣順序は初め帶、股引、褌を脱し棚に納め後に上衣を袖疊となし番號札を正面に顯はし納め置かしむ。脱衣終れば南面して脱衣場右側に一列縦隊に整列せしむ。退場者は衣類棚前座板に記しある各自相當番號の後ろに立ち衣類を着用し着衣順序は初めに上衣を着し次に褌、股引及び帶を着せしむ着衣終れば北面して脱衣場右側一列縦隊に整列せしむ

以上入浴退場の仕度整ひたる時は浴場監督者は進めの號令にて入浴者は第一浴槽の南に進み身體を洗ひ流し居らしめ出場者は下駄棚前に進み下駄を取りて順次退場せしむ

2 第一浴

第一浴槽の南側に在りて流し居たる組は第一浴槽に入るものとす浴槽内にては手拭を湯に浸し又は身體を洗濯せしむるを許さず手拭は各自前の浴槽側の上に置かし極めて靜肅を保たしむ

3 洗濯

第一浴中なりし者は第一浴槽と第二浴槽との間に出て西面し左の順序に位置して身體を洗濯せしむ

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

一、三、五、七、九番の者は第一浴槽の湯にて又二、四、六、八、十番の者は第二浴槽の湯にて手拭を浸し洗濯せしむ

4 第二浴

洗濯中なりし者は第二浴槽に入らしむ

入浴中の注意は第一浴に同じ

5 洗面

第二浴の者は直に第二浴槽より前方に出て暫時待合せしめ前組洗面者の洗面臺より去るを俟ち號令に依らずして洗面臺に進ましむ十、九、八、七、六番のものは順次洗面臺の北側に進ましめ五、四、三、二、一番のものは同南側に於て洗面せしむ洗面終れば身體を拭はしめ後手拭を能く洗濯せしむ右動作終れば次ぎの號令を俟て第一舉動の退場動作を取らしめ以下漸次繰返すものとす尙又三分間毎に鈴を鳴かしむるに付ては便宜上浴場内正面に掛けある時計の面時計の下に厚紙を覆ひ之に三分毎に黒線を記し置く左すれば時計が其黒線を通過する毎に號鈴せしむるときは至極便利なり此厚紙は一端中央まで切り通しあるに付取付け又は取り除くこと自在なれば冬期に於ては三分割に替るに四分割の厚紙を用ゆる積りなり三分割に付ては一時間の入浴員數二百人なり當監の五百五十人計りの男受刑者を入浴せしむるに要する時間は二時四十五分其に要する燃料石炭百五十斤此價格六拾貳錢三厘に過ぎず

岡山監獄改築工事概況

一 改築の動機

岡山地方裁判所は岡山市、大字号之町に在り其附近に當監号之町出張所ありて刑事被告人、女囚、拘留囚、及勞役場留置者を收容し來りしか其敷地尙も岡山停車場より日本三公團の一として名高き後樂園に通ずる道路に衝り曲折迂回不便尠からざるより市民は此道路を直に改修するため出張所の一部交換を希望せし折柄明治四十四年岡部司法大臣の巡視ありし際該知事並に岡山市長其他有志者より土地交換の件に付陳情する處あり一面當監に於ても同出張所は市の中央に位し且岡山縣女子師範學校に隣接し近年建築せし同校寄宿舎階上より出張所構内を瞰下する等位置不適當なるを認めたるにより寧ろ全部の移轉を可とし交渉を重ね遂に敷地二千六百二十六坪を五萬二千五百二十圓(一坪二十圓)にて岡山縣に買収の約整ひたるを以て之を財源として出張所の移轉改築並に本監敷地の擴張及び本監建物の配置變更改築を行ふこととなしたるものなり

一 敷地の擴張、埋立

本監敷地は元僅かに七千五百十八坪にして頗る狹隘なるに加へて今や出張所を合併せんとするに當り先第一に敷地擴張の必要あり茲に於て四十五年大正元年度に於て四、二千五百二十坪、宅

地百六十二坪三合六勺、大正二年度に於て田、七百七十七坪、宅地五百六十坪を買収し外に在來附屬地にして擴張の爲め敷地内に入りたる百五十一坪並に道路溝渠の組替交換に依り得たる百二十八坪三合八勺を加へて合計一萬一千八百六十六坪七合四勺を爲せり而して買収地の多くは田地なるを以て平均約六尺(甚しきは九尺の處もあり)の填立を要し不取敢本監前を流通する旭川の兩岸堤防の捨土を採取することし明治四十五年五月十三日招工填立に着手せしか、對岸の土を運搬するには前後は軌道に據るの便あるも河流には架橋なきを以て途中舟運に移さざる可らざるの不便あり又時々出水中止するの止むを得ざる等頗る困難を究めたりしか時偶々市に旭川渡溪の希望あるを聞知したるを以て縣市の當局者に對し之れを急應し其土砂を交付せんことを交渉せしに幸に之れを容れ渡溪に着手し採取土砂は本監前荷揚場に於て直に之をトロロクに受くるの利便を得漸くにして同年末大部分の地均らしを了せり之れが爲め地盤工事に對しては假設費又は器具費の外些少の經費をも支出せざるのみならずコンクリート用ガラスの如きは本監を距る里餘の遠方より採掘運取せざる可らざる 廉定なりしか之れ亦採取土砂中より撰用する等其勢力と工費に多大の利益を得たり

一 工事豫算額

四十五年年度に於て弓之町出張所新營移轉改築費として四萬八千八百圓の豫算配賦を受け直に隣接地の買収に着手したるも所

有者十數名に涉り中には田地に僅かの盛土を爲し宅地に變更し其他種々の口實を設けて不當の高價を唱へ容易に交渉に應ぜず遂に田四反九畝八歩(所有者二名)に對し土地收用法を適用し漸く八月末に收用済となり又一地主にして十數年前より本監敷地擴張の今日あるを豫想し暴利を得んため別荘地と稱し一坪三十圓を主張し容易に折合にせりしものあり元來當監の地形としては右地所に彼れの觀察する如く必要地點なりしを以て從來何回も買収問題起りたることあるも法外の高價なる爲め不調となりたるものなるが今回も最初數回交渉せしに同様なりしより遂に買収を中止し不便を忍びて夫れを設計を立てたるに其結果別荘地に監獄高壁と屎尿溜との三面包圍を受け而も永久的構造にして到底底意の達し難きを惜るに至れるを以て茲に再交渉を開き遂に一坪五圓五十錢の相當價にて買収することとなり爲めに設計の大部分に變更を來せし等非常の日時を要し從て工事の進捗を阻礙し終に同年度に於て豫定の竣功を告ぐるに至らず茲に於て豫算殘額一萬六千五百九十圓十一錢を大正二年度に繰越し結局二年度工事となれり而して二年度中には前記配當豫算の外尙追加工事等の爲め一千圓六十錢の豫算増額を受けたり

一 建築の概要

(イ) 外圍鐵筋コンクリート塼

在來の外圍は南北東方の三面は土塼西方は板塼にして共に高さ十尺乃至十二尺なりしか前叙の如く敷地擴張の爲め周圍の

全部及び男女監の境界等四百六十間の改築を要し大正元年九月起工本年五月末竣功し尙表一面(三年度工事)の繼續工事中に屬す本塼は東京川崎工場製造に係る鐵網を下張せざる鐵筋混凝土塼にして工費七千三百八十七圓を要し一間(高十四尺三寸五分厚柱形五寸壁三寸腰壁九寸)に付二十圓七十八錢余に當り煉瓦塼等に比し經濟的にして堅牢工事も亦簡便なり

(ロ) 監房工場其他主なるものを舉ぐれば左の如し  
起工 明治四十五年七月十九日 竣功 大正三年五月三十一日

| 名   | 種  | 類                      | 支     | 出     | 工     | 事     | 要                   |
|-----|----|------------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|
| 男犯犯 | 監役 | 木造平家建瓦葺                | 三、三、五 | 三、三、五 | 三、三、五 | 三、三、五 | 雜居五十六房              |
| 男犯犯 | 監役 | 丁字形中廊下                 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 拘禁定員三百二十人           |
| 男犯犯 | 監役 | 同附屬工場及檢同               | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居十一房衛居四十三房拘禁定員九十四人 |
| 男犯犯 | 監役 | 男拘 監同                  | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 同事務 所木造平家建瓦葺           | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 同民 控 所木骨鐵網コンクリート造平家建瓦葺 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 同差入食物檢査場 木造平家建瓦葺       | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 同厩舎及馬車置場同              | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 女監取締詰所同                | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 女囚取調所同                 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |
| 男犯犯 | 監役 | 女累 犯 監同前面廊下            | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 二、一、五 | 雜居八ヶ房拘禁定員四十人        |

|          |          |       |            |
|----------|----------|-------|------------|
| 女初犯      | 監同中廊下    | 七、五   | 三、七        |
| 女拘置      | 監同前廊下    | 八、一   | 六、八        |
| 女監浴場及洗濯場 | 木造平家建瓦葺  | 七、一   | 六、八        |
| 同便器置場    | 同        | 一、五   | 八          |
| 被服倉庫     | 土藏造二階建瓦葺 | 五、六、一 | 一、三、七      |
| 拘置監置庫    | 同        | 六、一   | 七          |
| 官舎       | 木造平家建瓦葺  | 六、五、一 | 九、六、一、樓三、月 |
| 看守休憩所    | 同        | 五、五、一 | 二、三、三      |
| 周圍石垣等    | 高三尺乃至十尺  | 三、九、三 | 二、三、七      |
| 井戸       | 同        | 三、九、三 | 二、三、七      |
| 給水管      | 同        | 二、四、一 | 二、三、七      |
| 上水道      | 同        | 二、四、一 | 二、三、七      |
| 檢査設備     | 同        | 二、四、一 | 二、三、七      |

前掲諸建造物は多く古材應用の改築に係り其機摺に注意を怠らざりしが被服倉庫の梁に使用せる古材中外部には更に異狀なくして内部に干割ありし爲め工程六分にして突然倒潰し夥なからず損害を蒙りたり古材應用に付ては特に細密の注意を要すへきなり

監房等の構造は別に新しき工夫なきも最初の設計は單に弓之町出張所を合併するを目的とせしを以て舊式の三木形を八方

形に改築するに過ぎざりしが苟くも今後監獄を改築せんとするに於ては行刑の理想に適ふものならざる可らず須らく歐米先進國の模範に則り少くも階級制度を執行するに差支なきものたるを要すとの主旨を以て谷田局長閣下より再調を命ぜられ茲に種々調査の末大に設計を變更し階級處遇を本位とし監房工場の配置敷の割出しは勿論其他左の通り容積房庫等に廣狹大小の差を設け階級的處理を施すに差支なからしめたり

累犯丁年囚之部

執行已済期間各年末日調

| 期別  | 執行期間  | 平均人員 | 所定人員 | 所要監房 |
|-----|-------|------|------|------|
| 第一期 | 四月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第二期 | 五月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第三期 | 六月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第四期 | 七月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第五期 | 八月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第六期 | 九月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第七期 | 十月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第八期 | 十一月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第九期 | 十二月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第十期 | 以上    | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 計   |       | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |

說明

第一期は總て分房拘禁とす

第二期は總て平均人員を二百五十人として平均數に比し不足なる如しと雖も平均數の増加は四十二年改正刑法實施當時に於ける影響にして漸次減少本定員を以て差支なしと認めたるに因る

第三期に於ては平均百六十人最多二百十五人を示すも漸次第四期に進むもの多きを以て本定員にて差支なしと認め

第四期は目下僅少なるも漸次進級者多きを以て本定員を必要と認め

參考

累犯新受刑者刑期調

| 期別  | 執行期間  | 平均人員 | 所定人員 | 所要監房 |
|-----|-------|------|------|------|
| 第一期 | 四月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第二期 | 五月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第三期 | 六月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第四期 | 七月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第五期 | 八月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第六期 | 九月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第七期 | 十月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第八期 | 十一月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第九期 | 十二月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第十期 | 以上    | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 計   |       | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |

初犯丁年囚之部

執行已済期間各年末日調

| 期別  | 執行期間  | 平均人員 | 所定人員 | 所要監房 |
|-----|-------|------|------|------|
| 第一期 | 四月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第二期 | 五月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第三期 | 六月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第四期 | 七月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第五期 | 八月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第六期 | 九月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第七期 | 十月未滿  | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第八期 | 十一月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第九期 | 十二月未滿 | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 第十期 | 以上    | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |
| 計   |       | 一、七〇 | 二、一〇 | 二、七四 |

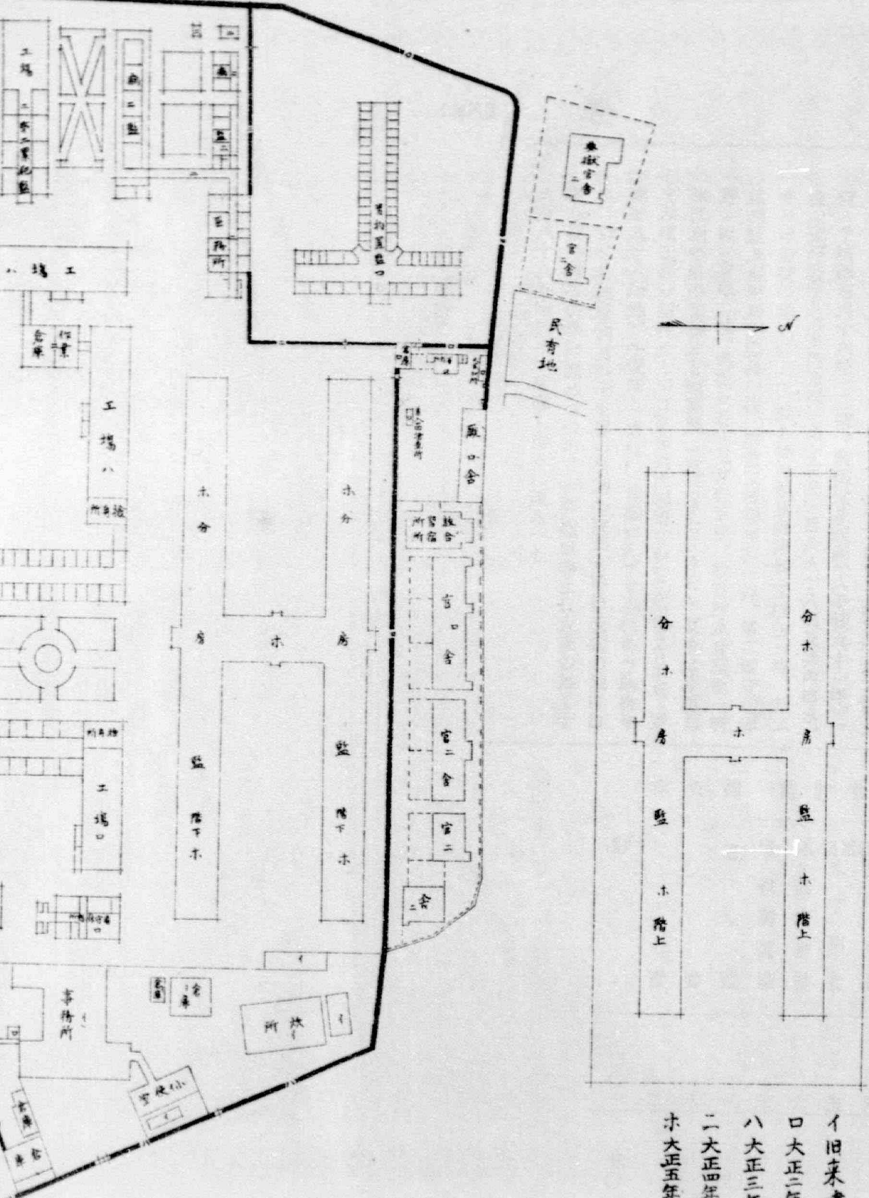
說明

第一期中は總て分房拘禁とす

第二期に屬するもの四ヶ年平均僅かに百三十四人最多と雖も



岡山監獄改築配置圖



イ旧来建物  
ロ大正三年度建物  
ハ大正三年度建築中  
ニ大正四年度建築予定  
ホ大正五年度以降建築予定

累犯未成年之部  
執行濟期間各年末日調

| 期別  | 執行     | 計  | 平均 | 人員 | 所要監房   |
|-----|--------|----|----|----|--------|
| 第一期 | 六月未滿   | 五六 | 三三 | 三  | 分房(坪)  |
| 第二期 | 六月以上   | 一六 | 九  | 二五 | 合房(三坪) |
| 第三期 | 一年以上未滿 | 四  | 三  | 一七 | 雜居(三坪) |
| 第四期 | 一年以上未滿 | 一  | 一  | 一  | 同(坪房)  |
| 計   | 七      | 三  | 一七 | 四  | 五二     |

### 參考

百五十五人に過ぎざるも一面新受刑者を見るべきは平均二百九十五人にして時に或は多數集合する場合なしとせず依て二百人を豫定せり

第三期に於ては最多百三人の時あれども平均僅かに五十八人にして又新受刑者も五十三人に過ぎされは稍々多きに過ぐる感なきにあらざれども第二期中のものにして性格犯情改悛の状況等に因り進級の必要ある場合を豫想し百人を以て定員とす

第四期に於けるも漸次進級者の増加を豫想し二十人を定員とす

初犯未成年之部

| 利 期    | 四十二年 | 四十三年 | 四十四年 | 四十五年 | 計    | 平 均 |
|--------|------|------|------|------|------|-----|
| 三月未滿   | 九一   | 一一三  | 一四三  | 一四一  | 四八八  | 一二二 |
| 三月以上   | 三五九  | 三三〇  | 二六三  | 二二九  | 一八一  | 二九五 |
| 一年以上未滿 | 九五   | 四四   | 一三   | 五九   | 二一一  | 五三  |
| 三年以上未滿 | 三四   | 二一   | 三    | 二五   | 八三   | 二一  |
| 三年以上   | 五七九  | 五〇八  | 四二二  | 四五四  | 一九六三 | 四九一 |
| 計      |      |      |      |      |      |     |

勞役留置者平均三十人  
所要監房 四坪房一房、六坪房二房

| 期別  | 執行期間   | 計平均 | 確定人員數 | 所要睡房   |
|-----|--------|-----|-------|--------|
| 第一期 | 六月未滿   | 一六  | 一〇    | 合房(坪五) |
| 第二期 | 一年未滿   | 二一  | 一五    | 雜居(三坪) |
| 第三期 | 一年以上未滿 | 二四  | 二〇    | 同(坪房)  |
| 第四期 | 一年以上未滿 | 二七  | 二五    | 同(坪房)  |
| 計   |        | 一〇〇 | 四〇    | 一〇     |

第三期に於ては最多百三人の時あれども平均僅かに五十八人にして又新受刑者も五十三人に過ぎざれば稍々多きに過ぐる感なきにあらざれども第二期中のものにして性格犯情改悛の状況等に因り進級の必要ある場合を豫想し百人を以て定員とす  
第四期に於けるも漸次進級者の増加を豫想し二十人を定員とす

参考

初犯新受刑者刑期調

| 刑期           | 四十二年 | 四十三年 | 四十四年 | 四十五年 | 計    | 平均  |
|--------------|------|------|------|------|------|-----|
| 三月未満         | 九一   | 一一三  | 一四三  | 一四一  | 四八八  | 一二二 |
| 三月以上<br>一年未満 | 三五九  | 三三〇  | 二六三  | 二二九  | 一八一  | 二九五 |
| 一年以上<br>三年未満 | 九五   | 四四   | 一三   | 五九   | 二一一  | 五三  |
| 三年以上         | 三四   | 二一   | 三    | 二五   | 八三   | 二一  |
| 計            | 五七九  | 五〇八  | 四二二  | 四五四  | 一九六三 | 四九一 |

初犯未成年之部

| 期別   | 第一期  | 第二期          | 第三期          | 第四期        | 計  |
|------|------|--------------|--------------|------------|----|
| 執行期間 | 六月未満 | 六月以上<br>一年未満 | 一年以上<br>三年未満 | 三年以上<br>以下 |    |
| 平均   | 二六   | 二四           | 二五           | 二六         | 二五 |
| 人員   | 一    | 一            | 一            | 一          | 一  |
| 所要監房 | 一    | 一            | 一            | 一          | 一  |

累犯未成年之部

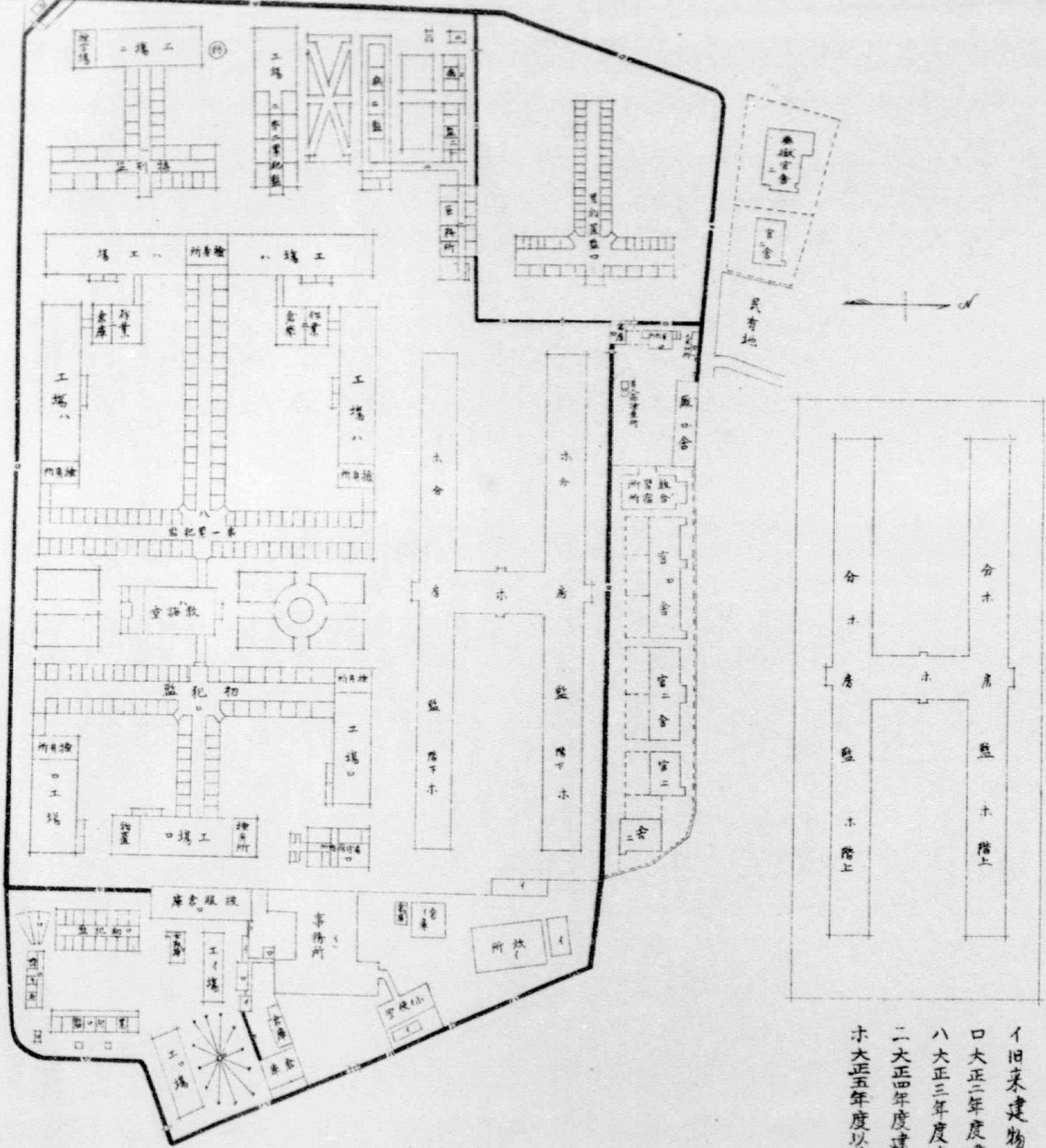
執行濟期間各年末日調

| 期別   | 第一期  | 第二期          | 第三期          | 第四期        | 計  |
|------|------|--------------|--------------|------------|----|
| 執行期間 | 六月未満 | 六月以上<br>一年未満 | 一年以上<br>三年未満 | 三年以上<br>以下 |    |
| 平均   | 二六   | 二四           | 二五           | 二六         | 二五 |
| 人員   | 一    | 一            | 一            | 一          | 一  |
| 所要監房 | 一    | 一            | 一            | 一          | 一  |

勞務留置者平均三十人

所要監房 四坪房一房、六坪房二房

岡山監獄改築配置圖



旧来建物  
口大正二年度建物  
八大正三年度建築中  
二大正四年度建築予定  
亦大正五年度以降建築予定







## 彙報

●受者同囚を毆打傷害す 十勝監獄拘禁中なる受刑者東京市下谷區池端七軒町廿二番地平民強盜殺人罪五犯懲役二十年津嶋金太郎は客月五日農場に出役中「ホー」を稱する作業器具を揮て突然同囚早戸吉太郎及び天野常吉兩名の頭部及び頸部を亂打し治癒三十日餘を要する傷害を加へたり元來前記金太郎は性質悍猛にして行狀不良時に或は自暴自棄の行動あり自殺を企てし事も一再ならず處遇上特に周到の注意を加へ居りしか兇行の前日吉太郎との間に餐の着を用取違へたりとの隙を以て稍感情の疎隔を來し居りし折柄還房後自己の隣席に在る藤本光太郎が吉太郎の悪言を爲すや同人を惡める金太郎は直に之に合體を打ち罵罵したるより同席者常吉が之を慰藉したるに却て之を恨み翌朝吉太郎常吉等を目前に見るに及び激怒を發し遂に前記の兇行を敢てしたるものにして同囚は直に警備區裁判所檢察へ告發せられたり

●手錠を外して逃走 松江監獄島取分監獄中なる島取縣岩美郡富桑村大字西品治平民片山梅藏は傷害被告事件に依り同監に入監中の處本年五月廿八日島取區裁判所の召喚に依り他の被告人三名と共に看守二名付添ひ同日午前八時頃裁判所留置場に到着し一名の看守は監房を開扉し一名は被告人を護送馬車より下車せ

しめ留置場へ入らしめん爲め馬車を離るる數歩の所に進行せしめたるに前記梅藏が右手に施しある手錠を外し居るを認めたるを以て之を咎め且捕へんとしたるに本人は直に下駄及び笠を脱ぎ捨て區裁判所東側に向ひ疾走せしを以て戒護看守は直に追跡したるも梅藏は巧に身を隠して跡を民家の樹林中に晦せり急報に接し同分監に於ては直に追跡處分を爲し限なく捜査したるも遂に踪跡を失するに至れり云ふ

●護送途中にて逃走 宮崎監獄延岡分監獄中の刑事被告人大分縣速見郡別府町平松長次郎は貨幣偽造行使被告事件により同分監に入監中の處本年五月廿八日宮崎地方裁判所延岡支部の召喚を受け出廷後同監の途次同日午前九時四十分頃付添看守の隙を窺ひ突然下駄及び笠を投げ捨て護送看守に木石を亂投しつゝ附近山中へ逸竄せんせしを以て看守は急を報ずるに共に直に追跡し報を開きて應援の爲め斷付けたる看守と協力し同山南西方の竹林中に於て捕拿せり

●裁判所留置場より脱走 靜岡監獄拘禁中なる廣島縣深安郡野上村光照寺沖三五一番地土族原屋具策は竊盜被疑被告事件により同監に入監中客月九日靜岡地方裁判所の召喚を受け他の被告人と共に公判廷に出廷し午後二時頃同囚のみ取調終了し留置場に於て一名の看守監視中午後七時三十分頃に至りト關を顧ひ出てたるに依り出房の上層所に行かしたるに用便後手を洗ひつゝ

看守の隙を窺ひ疾風の如く戶外に逃走したり是に於て同看守は直ちに追跡したるに同囚は裁判所裏門を脱出し追跡看守と七、八間の距離を保ちつゝ市内を廻り同地歩兵第三十四聯隊裏門に懸掛るや恰も兵卒四名の應援ありて同地御用邸裏(裁判所より約七町)に追跡の遂に逮捕せりと云ふ

## ●腸室扶斯病患者の發生

市谷監獄に於て刑執行中なる

神奈川縣横須賀市逸見二三〇番地竊盜罪懲役十月十五日藤井國三郎及び東京府荏原郡日黒村大字上目黒七七番地竊盜罪懲役七月六日同月十五日川井辰治の兩名は客月一日以來各原因不明の發熱ありしより病監に收容加療中なりしが漸次腸室扶斯疑似の症狀を呈したるより國三郎は同月一日辰治は同月三日何れも隔離病監に移し治療中同月六日腸室扶斯と確定し嚴重なる預防消毒を施したるが辰治は越て十五日遂に死亡せりと病原に付ては傳染の徑路の認むべきものなく全く監内に於て特發のものなりと云ふ

## ●同じく腸室扶斯

市谷監獄拘禁中の受刑者愛知縣知多郡

上野村大字荒尾一八四番戶竊盜罪懲役六年九月小林藤三郎は客月八日高度の發熱ありしを以て隔離治療中同月二十日腸室扶斯症と確定したるを越て二十三日遂に死亡せり病原は監内に於て特發のものなりと云ふ

## ●熱病患者の發生

水戸監獄拘禁中なる刑事被告人上久保幸八なる者客月二日俄然發熱し爾來高熱を持續するの狀態なるを

以て病監に收容加療中の處越て四日に至り右幸八を拘禁しありたる監房に於て横山長作なる者發熱し病狀前者と同一の狀態なるにより之れ又嚴重に隔離して加療中なりと云ふ而して右上久保幸八は本年二月廿四日、横山長作は同四月七日入監したるものにして地方流行の傳染病とは何等の關係なく傳染性を有する一種の熱病ならんと云ふ

## ●麻紐で縊死

原籍東京市牛込區原町三丁目十六番地平民竊

盜八犯懲役八年松下馬志雄は甲府監獄に於て刑執行中の處兼て身體虛弱にして處遇上特に注意を加へ居りたるに客年五月以來氣管支炎に罹り同年六月に至り病勢昂進して就業不能となりたるにより病監に收容治療を加へ居りしに更に肺結核症の疑あるを以て傳染病監に移し輕業マニヲ麻糸繫きに從事せしめたりしが爾來病勢一進一退定まりなく本年五月二十日に至り病勢頓に増進したるを以て休業せしめ置きたるに客月十四日午後八時二十分より同八時二十五分迄の間に於て居房の一隅に設備しある蚊帳の釣手(折釘にして練化石に打込みある最も堅牢なるもの)に竊に造り置きたるマニヲ麻糸紐を繩の紐に連結したるものを掛け縊首し居たるを受持看守之を發見し直ちに應急手當を加へたるも蘇生するに至らざりし同囚は深く困苦を悲觀し茲に至れるものなりと

## ●監獄會計事務章程第八十一條の趣旨

監獄會計事務章程第八十一條の取扱に關しては各監獄に於て多少區々に流る

叙  
任

任

(三九)

看字(神曰)愛甲是義

○司法省監獄公文

局長通牒

省作業中勤役に使用スル者ノ食量ハ大正三年三月二十四日監甲第  
 二〇四號通牒に監一食糧給與ノ手續第五ニ依リ相當指定可相成客ノ  
 處最多食量一圓一合八勺以下ノ作業種目申坐作業ノ難役ニシテ立  
 働キニ従事シ勞働強ク隨テ食量ノ増給ヲ要スルモノアルトキハ特  
 ニ二合マテ増給セラルニ差支無之候依命此段及通牒候也

ニ二合マデ増給セラレ差支無之候依命此段及通牒候也

神戶監獄詰ナ命ス  
給七級俸  
給八級俸  
給月俸二十三圓  
給月俸三十八圓  
給月俸三十三圓  
給月俸二十二圓  
給月俸二十二圓  
給六級俸  
給六級俸  
給六級俸  
給六級俸  
給四級俸  
給月俸三十七圓  
給月俸三十二圓  
給六級俸  
給八級俸  
給月俸三十二圓  
同  
同  
同

看守長(横濱) 渡邊金太郎 給五級俸  
同 景山榮志 給六級俸  
同 瀨田政邦 給七級俸  
看守長(鹿兒島) 中村昌弘 給八級俸  
同 長治秀家 給月俸三十二圓  
看守長(熊本) 長谷場省介 給九級俸  
同 古川喜六 給月俸二十六圓  
同 後藤謙要 給十級俸  
看守長(浦和) 須賀井謙吉 給七級俸  
看守長(高松) 岩田米太郎 給月俸廿八圓  
看守長(廣島) 秋山馨雄 給八級俸  
看守長(山口) 山崎千吉 給十級俸  
看守長(秋田) 賀内利吉 給七級俸  
同 山口荒彦 給八級俸  
看守長(神戶) 阿部智彦 給月俸廿七圓  
同 阿武三笠 給五級俸  
同 勝谷長之助 給六級俸  
同 上田清三郎 給六級俸  
同 土井藤吉 給六級俸

看守長(長崎) 蒲原儀一 耶  
同 森爲吉  
同 大塚見彦  
同 須藤善一 耶  
同 戸田作造  
同 渡邊藤吉  
同 大田彦治  
同 尾崎吉次郎  
同 村上徹志  
看守長(松山) 香椎豐次郎  
看守長(福岡) 長谷場圭介  
同 山本龍起  
同 藤井武利  
同 奥田厚夫  
同 相浦藤政  
看守長(山形) 大澤利之  
同 柏知一  
同 村上定平  
同 高野真造  
看守長(福島) 新井田傳次郎  
看守長(長野) 越路代次郎  
同 小林和五郎

給六級俸  
給八級俸  
給四級俸  
給八級俸  
給月俸廿二圓  
給九級俸  
給十級俸  
給八級俸  
給四級俸  
給七級俸  
給月俸廿八圓  
同  
同  
給八級俸  
給月俸廿三圓  
同  
給月俸廿二圓  
給七級俸  
給月俸廿八圓

看守長(長野) 前田政之輔 給十級俸  
同 岩館久榮 給十級俸  
看守長(宮城) 杉本雄太郎 給五級俸  
同 吉川清次郎 給八級俸  
同 梅森市太郎  
同 内田敬次 給十一級俸  
同 近藤彬夫 給八級俸  
同 水谷孝三郎 給月俸廿七圓  
看守長(十勝) 宗像金七 給八級俸  
同 齋藤常吉 給九級俸  
看守長(大阪) 北崎唯次郎 給六級俸  
同 吉松利實 給六級俸  
同 堀正浩 給六級俸  
同 今井決 給六級俸  
同 花村清市 給六級俸  
同 柳田英之輔 給六級俸  
同 出口米吉 給六級俸  
同 水野龜次郎 給六級俸  
同 河合庫丸 給六級俸  
同 富松聖治 給六級俸  
看守長(大分) 江上秀吉 給六級俸  
看守長(三池) 永吉鹿太郎 給六級俸

同 武田又市  
同 松本千代吉  
看守長(果嶋) 森口幸之助  
同 大渡市太郎  
同 田端喜三郎  
同 黒木鶴鹿  
看守長(千葉) 和田太郎吉  
看守長(松江) 渡邊理一  
同 濱本馬藏  
看守長(青森) 西村重五郎  
同 双木文四郎  
看守長(金澤) 石淵常次郎  
同 鈴井正親  
看守長(廣島) 秋山響雄  
同 森龜吉  
三次分監長(廣島) 山中鐵三郎  
看守長(神戶) 杉本虎吉  
看守長(東京) 和太郎吉  
看守長(千葉) 武田又市  
看守長(三池)



## 會報

## ○茶話會

客月二十日(第三土曜)午後三時半より本會講堂に於て茶話會例會を開催せり講師は曩に親しく英獨先進諸國の獄務を視察歸朝せられたる監獄局長谷田三郎氏にして氏は「獨逸に於ける最初の未成年監に就て」と題し先づ之が前提として未成年者に對する社會政策の良否は邦家の消長に重大なる影響ある所以及物質文明の進歩は不良少年を激増する所以を闡明し併せて近時我日本社會の現状に入りて未成年者墮落の甚だしきものあるを慨し社會政策上の問題として大に研究するの必要ある所以を述べ吾人司獄官吏に於ても又一日も之が研鑽を怠るべからずと斷せられ次で本論に入り獨逸に於ける最初の未成年監たる「ウツトリッヒ」幼年監に連ひ同監は實に斯界の泰斗「クロネ」氏の創建に

係り其範を米國「エルマイラ」及び英國「ボルスタ」の兩監獄に採りたるものにして獨逸國に於ける幼年監獄の嚆矢たり又世界に於ける理想的幼年監たりと説き更に進て同監の構造、作業殊に濠洲に於ける英國の流刑制度に起源せる階級的拘禁制度に付き最も精細なる講説を與へられ聽講者をして熱心に傾聴せしめたり斯くして拍手急霰の如き裡に降壇せられたるは恰も午後六時なりき終了後別室に於て茶菓の饗應あり歡談後全く散會したるは午後七時頃なりき當日の來會者は實に百五十餘名にして近來稀なる盛會なりし、出席諸氏の芳名を掲ぐれば左の如し

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 中島 鐵藏 | 佐藤 末吉 | 黑須 榮藏 | 齋藤 春吉 |
| 常石政次郎 | 木村 眞吉 | 初岡 健一 | 山本 光造 |
| 西村 芳造 | 山下進之輔 | 橋本 仙助 | 多田 忠司 |
| 初貝林之丞 | 上野 眞藏 | 小林和三郎 | 林 榮治  |
| 橋本市太郎 | 倉澤 健吉 | 齋藤喜四郎 | 藏 時熊  |
| 丸山 藤吉 | 古賀 熊彦 | 小野倉太郎 | 蒲池 弘  |
| 居川 久一 | 境 外次郎 | 給前仲治郎 | 吉村 芳藏 |

## 會

## 報

|       |        |        |       |
|-------|--------|--------|-------|
| 武藤 勝次 | 堀地猪太郎  | 鶴澤彌惣治  | 伊藤 直  |
| 正岡 豐市 | 手島 眞次  | 小野 賢次  | 西野 十介 |
| 森本 岩松 | 大屋彌惣吉  | 石澤 信次  | 長坂 賢翁 |
| 木本辰次郎 | 北岡 重民  | 關 直衛   | 御手洗清治 |
| 井上清次郎 | 北原金三郎  | 高橋 健   | 千葉 運治 |
| 林 豐   | 深井金三郎  | 風間 權平  | 久米 爲市 |
| 吉上 源吉 | 中村才一郎  | 米倉 忠治  | 相繼 武助 |
| 永田 豐  | 山内 與助  | 吉田重三郎  | 岡本 秀次 |
| 酒井豐太郎 | 岡田 秀忠  | 永井梅太郎  | 佐藤 貞吉 |
| 西村 孝二 | 福江 一男  | 山本 作藏  | 平 善三郎 |
| 小林 利吉 | 四谷喜太郎  | 佐藤 榮吉  | 十河 重喜 |
| 池田 常吉 | 西野佐太郎  | 藤井 近治  | 小島 耕一 |
| 小川 彌八 | 上山喜一郎  | 湯淺 芳治  | 山本 藤松 |
| 小川 政吉 | 齋藤 弘   | 坪野松爲三郎 | 大島 徳治 |
| 景山 榮志 | 佐々木龍順  | 中谷 一夫  | 鹿野 胞松 |
| 毛利 榮教 | 増子 賢慈  | 上野 泰吉  | 小澤千代藏 |
| 神本 直助 | 柴田常次郎  | 宮瀬 正義  | 岡田 萬雄 |
| 本真 英龍 | 大曾根吉太郎 | 瀨川 了全  | 松田 正壽 |
| 原口淺太郎 | 堀川 實然  | 森川 圓榮  | 栗山 秀道 |
| 瀨藤 義三 | 山田 他吉  | 飯泉 米藏  | 佐藤 諫美 |
| 生三 俊隆 | 月崎 了性  | 岡部 弘親  | 堀尾 眞道 |
| 黒木 麟虎 | 橋 典仁   | 皆川 利成  | 柴田 英之 |

## 監獄官練習所修業證書授與式

豫て開所中の監獄官練習所に於ては去る三日より五日まで修業試験を施行し同十日前十時より本會講堂に於て修業證書授與式を舉行せり當日は司法大臣閣下平沼檢事總長鈴木司法次官小山前司法次官以下臨席せられ谷田練習所長の訓示、司法大臣閣下の式辭鈴木次官及山岡講師總代の演説に次で練習生總代の答辭等ありて午前十一時半終了せり右終て別室に於て茶菓の饗應ありたるが尙其狀

況は次號を以て詳報すべし今修業試験問題並に受験者の氏名を掲ぐれば左の如し

試験問題

監獄學

一、自由刑發達ノ徑路ヲ畧叙スベシ

二、左ノ語句ノ意義ヲ註解スベシ

(イ) パノプテコン

(ロ) 刑事殖民地

(ハ) 舟獄

監獄法

一、在監者中初入者ト再入者ト二入以上ヲ含ムト

ノ間ノ行刑上區別スベキ要領

二、戒護上注意スベキ要點

刑法總論

一、刑法學ニ於ケル伊太利學派ノ所論ニ對スル

萬國刑法學會主唱者ノ評論ノ要旨ヲ說示スベシ

二、刑事罰ト懲戒罰トノ異同ヲ論スベシ

三、法人ハ犯罪ノ主働者タルヲ得ベキヤ否ヤヲ論スベシ

右三問ノ内二問ヲ撰擇シテ答案スベシ

刑法各論

一、傷害罪ノ要件ヲ論シ殊ニ結果ニ付キ認識ヲ要スルヤ否ヤヲ辯明スベシ

二、文書ノ有形偽造ヲ論シ無形偽造ト異ナル所ヲ示セ

三、控訴棄却ノ闕席判決ノ性質ヲ說クベシ

右三問題中其一題ヲ選ミ答案ヲ附スベシ

刑事訴訟法總論

一、判決ノ確定力ヲ說明スベシ

二、告訴不可分ノ原則ヲ說明スベシ

刑事訴訟法各論

一、勾留ヲ受ケタル被告人ノ上訴申立ノ手續及ヒ其成立ノ時期ヲ說明スベシ

二、上訴期間回復ノ申立ヲ爲スコトヲ得ル者ハ何人ナリヤ又其申立ノ條件如何

三、控訴棄却ノ闕席判決ノ性質ヲ說クベシ

右三問題中其一題ヲ選ミ答案ヲ附スベシ

會計法規

一、仕拂命令ヲ發スルニハ如何ナル點ニ注意ヲ要スルヤ其要點ヲ說明スベシ

二、競争契約ト隨意契約トノ異ナル點、入札及契約保證金ノ最少限度並ニ保證金ニ代用スベキ債券ノ種類ヲ說明スベシ

三、物品ノ購買ニハ如何ナル點ニ注意ヲ要スルカ其要點ヲ說明スベシ

右ノ内二題ヲ選ミ答案ヲ附スベシ

受驗者氏名

看守部長(小菅) 佐藤彌市郎

同 (東京) 佐藤 榮吉

看守部長(市谷) 鶴澤彌惣治

同 (東京) 小野 賢次

看守部長(市谷) 鶴澤彌惣治

同 (東京) 小野 賢次

看守部長(市谷) 鶴澤彌惣治

同 (東京) 小野 賢次

看守部長(市谷) 鶴澤彌惣治

同 (東京) 小野 賢次

看守部長(市谷) 鶴澤彌惣治

同 (東京) 小野 賢次

看守部長(長野) 北原金三郎

同 (甲府) 風間 橋平

看守部長(大阪) 御手洗清治

同 (大阪) 小川 政吉

看守部長(奈良) 森本 岩松

同 (和歌山) 山本 藤松

看守部長(岡山) 吉上 源吉

同 (福岡) 西野 十介

看守部長(長崎) 北岡 重民

同 (大分) 木本長次郎

看守部長(佐賀) 武藤 勝次

同 (熊本) 相德 武助

看守部長(鹿兒島) 蒲地 弘

同 (宮崎) 小川 彌八

看守部長(鹿児島) 十葉 運治

同 (國語) 武田順一郎

看守部長(西大門) 武田順一郎

同 (京語) 手島 貞次

看守(同) 西川喜久男 判任官見習(平壤)吉野 隆

其後の加盟保護會

| 府縣別 | 名        | 稱                  | 所在地      | 代表者   | 保護範圍 | 備考 |
|-----|----------|--------------------|----------|-------|------|----|
| 石川  | 能進會      | 岷島郡島屋村<br>宇真川山田寺   | 會長安念龍主間接 |       |      |    |
| 德島  | 阿波真宗無蓋船會 | 德島市寺町慈會<br>會長龍田行圓同 |          |       |      |    |
| 新潟  | 三島郡保護會   | 三島郡奥坂町<br>三島郡役所内   | 會長大平廣彌同  |       |      |    |
| 愛媛  | 明治佛教保護會  | 北宇和郡旭村<br>等妙寺内     | 同        | 鹽岡理山同 |      |    |
| 同   | 津島報始會    | 北宇和郡岩松村<br>臨江寺内    | 同        | 東文海同  |      |    |

加盟保護會の異動

- 千葉縣歸性會長に佐柳藤太氏就任せり
- 大分縣保護會長に黒金泰義氏就任せり
- 京都府大二義塾並に同友會は共に京都市上京區

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百五十八頁  
挿圖百九十五個  
實費郵稅共金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

東京市麴町區西日比谷町一番地

電話 新橋一三六八番

口座番號東京二五〇五九番

出町橋下ル東入に移轉せり

- 東京府曹洞宗報効會は東京府下豊多摩郡大久保町大字西大久保全龍寺内へ事務所を移轉せり
- 和歌山縣下瑞華園は和歌山市小松原通四丁目五番地へ事務所を移轉せり

地方部長の囑託

鹿兒島地方部長ヲ囑託ス

熊本地方部長ヲ囑託ス

佐藤元次郎

山本鐵吉

會費拂込注意

一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込まるるときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年月人員壹人當りを記せられたし

二 金額五圓未滿の會費を銀行に拂込るゝよりも振替貯金へ拂込るゝ方便利なり振替貯金の口座番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし



| 口座 | 番號 | 加入者 | 氏名 |
|----|----|-----|----|
|----|----|-----|----|

東京貳五〇五九番

監獄協會

大正三年七月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發

編發  
輯行  
人兼

印刷人

印刷所

發行所

賣捌所

東京府豐多摩郡大久保町大字  
西大久保三百七拾番地

伊藤 俊光  
東京市四谷區愛住町二番地

東京市四谷區愛宕町二番地  
磯村政富

東京市麹町區下六番町十七番地  
同 勞 金

東京市麴町區西日比谷町壹番地  
電話新橋壹參六八番

東京市四谷區愛住町二番地

東京書院